

平成25年第3回

おいらせ町議会定例会

決算特別委員会

記録第1号

おいらせ町議会 平成25年決算特別委員会記録

| おいらせ町議会 平成25年決算特別委員会記録第1号 | | | | |
|---------------------------|---------------------------|------|------------|-------|
| 招集年月日 | 平成25年9月12日(木) | | | |
| 招集の場所 | おいらせ町役場本庁舎議場 | | | |
| 開会 | 平成25年9月12日 午前10時01分 委員長宣告 | | | |
| 閉会 | 平成25年9月12日 午後 3時34分 委員長宣告 | | | |
| 出席委員 | 氏名 | | 氏名 | |
| | 高坂隆雄 | | 田中正一 | |
| | 平野敏彦 | | 檜山忠 | |
| | 日野口和子 | | 川口弘治 | |
| | 袴田信男 | | 沼端務 | |
| | 吉村敏文 | | 澤頭好孝 | |
| | 立花國雄 | | 柏崎利信 | |
| | 西館秀雄 | | 松林義光 | |
| | 馬場正治 | | | |
| 欠席委員 | 佐々木光雄 | | | |
| 会議事件説明のため出席した者の職氏名 | 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
| | 町長 | 成田隆 | 副町長 | 西館芳信 |
| | 分庁サービス課長 | 澤上訓 | 総務課長 | 松林由範 |
| | 環境保健課長 | 小向道彦 | 企画財政課長 | 小向仁生 |
| | 介護福祉課長 | 松林泰之 | 行政管財課長 | 田中富栄 |
| | 農林水産課長 | 泉山裕一 | まちづくり防災課長 | 中野重男 |
| | 商工観光課長 | 澤田常男 | 税務課長 | 松林光弘 |
| | 教育長 | 袴田健志 | 教育委員会委員長 | 加藤正志 |
| | 町民課長 | 柏崎正光 | 学務課長 | 堤克人 |
| | 地域整備課長 | 倉館広美 | 社会教育・体育課長 | 北向勝 |
| | 会計管理者 | 柏崎尚生 | 農業委員会会長 | 中川原卓雄 |
| | 農業委員会事務局長 | 泉山裕一 | 選挙管理委員会委員長 | 磯沼寛二 |
| | 選挙管理委員会事務局長 | 田中富栄 | 病院事務長 | 山崎悠治 |
| 監査委員事務局長 | 袴田光雄 | 監査委員 | 名古屋誠一 | |
| | | | | |

| | | | | |
|--------------------------|--|---------|-----------|---------|
| 職務のため 出席した者の 職 氏 名 | 事 務 局 長 | 袴 田 光 雄 | 事 務 局 次 長 | 小 向 正 志 |
| | 臨 時 職 員 | 坂井田 五 月 | | |
| 事 件 題 目 | 1. 認定第1号 平成24年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定について | | | |
| | 2. 認定第2号 平成24年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について | | | |
| | 3. 認定第3号 平成24年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について | | | |
| | 4. 認定第4号 平成24年度おいらせ町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について | | | |
| | 5. 認定第5号 平成24年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について | | | |
| | 6. 認定第6号 平成24年度おいらせ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について | | | |
| | 7. 認定第7号 平成24年度おいらせ町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について | | | |
| | 8. 認定第8号 平成24年度おいらせ町公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について | | | |
| | 9. 認定第9号 平成24年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について | | | |
| | 10. 認定第10号 平成24年度おいらせ町病院事業会計決算認定について | | | |
| ……………以下余白…………… | | | | |

| 発 言 者 | 発 言 者 の 要 旨 |
|-----------------|---|
| 事務局長 (袴田光雄君) | <p>おはようございます。</p> <p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。ご着席ください。</p> |
| 柏崎委員長 | <p>改めておはようございます。</p> <p>一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>付託を受けました決算特別委員会が開会されますが、何分よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>なお、今回の決算特別委員会審査に当たっての議事進行につきましては、委員各位の特段のご協力のほどをよろしくお願ひ申し上げまして、挨拶といたします。</p> |
| 柏崎委員長 | <p>ただいまの出席委員数は15人です。</p> <p>定足数に達しておりますので、直ちに決算特別委員会を開会いたします。</p> <p>なお、佐々木委員は欠席でございます。</p> |
| 柏崎委員長 | <p style="text-align: right;">(開会時刻 午前10時01分)</p> <p>当委員会に付託されました案件を審査する前に、監査委員より提出されております意見書について質疑を受けます。質疑ございませんか。</p> <p>平野委員。</p> |
| 平野敏彦委員 | <p>監査意見書を見させていただきましたけれども、監査意見書については、予算と決算、その対比が主なものであります。その中で、2ページの病院事業会計のところですけども、収益的差し引きが688万7,000円、資本的差し引きが△1,994万7,000円、トータルで△1,306万円というふうな形で計上されておりますけれども、病院会計そのものは70万幾らですかの黒字になっているというふうなことで、この記載の仕方というのはこれで見ますと赤字じゃないかなというふうな感じを受けるんですが、この辺、この表記の仕方がこれでよしとするのか、そこをまず第1点。</p> <p>それから、5ページですが、不納欠損及び収入未済額の状況についてであります。一般会計、それから特別会計、町税、分担金、使用料、手数料、それから国保税、総体的に収入未済額が7億1,700万円、不納欠損額が5,400万円、昨年と比較して若干減っています。減っていますけれども、ほとんどこの数字の</p> |

| | |
|---------------------------------------|---|
| <p>柏崎委員長</p> <p>監査委員 (名古屋誠一君)</p> | <p>動きというのが変わりません。</p> <p>私は、不納欠損額も各特別会計も含めなくても、一般会計だけでも2,800万円が不納欠損、保険税にあつては2,200万円、決算規模からいって非常に多額だなというふうな思いがするわけです。</p> <p>監査委員の次のページで載せておりますけれども、「いずれにしても『収入未済額』イコール『将来の不納欠損額』の予備軍とならないよう着実に処理するとともに」というふうに書いています。</p> <p>まずこういうふうなことから言えば、毎年この文言が見られます。ということは、もっと解消策を、抜本的な見直しをすべきではないか。担当課のみならず、私は全職員がこの一般会計職員、国保会計職員、このかわりのある職員そのものだけじゃなくて、全職員がこういうふうな金額が収入未済額があつて収入になっていないのが約7,600万円、800万円近くあるんだというふうな意識を持たせる必要があるのではないか。そのためには、徴収対策だけでなく、職員全員が徴収に当たるというふうな意識を持たせることが大事ではないかと思えますよ。</p> <p>監査委員の意見も聞きますけれども、そういうふうな意味では、前の予算のときにも言っていますけれども、経費の財政の運営上というふうなことで、非常に厳しいと言っておきながら、こういうふうな金はそのま毎年繰り越しされている。私は、言っているのと取り組んでいるのと一致しないのではないかなと思えますよ。</p> <p>ですから、町長にあつては、町長からは私が今話をしたように、全職員をもってこの解消に努めるとか、そういうふうな対策をするということの考えがあるのか、監査委員からもこの病院の部分、それからこれからの対策についてお聞かせをいただきたいと思えます。</p> <p>監査委員。</p> <p>この不納欠損金につきましては、委員おっしゃるとおり、毎年のごとく、この決算の話題になっております。</p> <p>最初に病院事業会計の△でありますけれども、後で病院の事業の決算の中で説明があると思いますが、損益勘定、留保勘定というものがございまして、後で病院会計のほうから事務局長から説明いたします。</p> <p>あと、不能欠損額につきましては、不納欠損額につきましては、主要施策の成果の中の38ページと39ページに載っております。</p> <p>私ども決算の審査におきましては、担当課より、この欠損額の根拠、基準など</p> |
|---------------------------------------|---|

| | |
|--------------------------|--|
| | <p>について聞いております。</p> <p>毎年のことで、昨年よりは委員おっしゃるとおり358万円減っておりますけれども、これがまた来年になりますと、こういうことはあれですけれども、どうかという考えでございます。</p> <p>あと、さまざま収納対策につきましてですけれども、今担当課から決算で聞きましたところ、今、町では町税収納対策本部会議等ということで、本部長が副町長、副本部長が税務課長ということで、去年は7回行っております。その他の対策といたしましては、月末・夜間徴収、休日納税相談、夜間納税相談ということで、それなりの成果は上がっていると思います。ただ、前にも申し上げましたとおり、主要施策の成果の中でさまざまその原因がありますけれども、なかなか難しい問題だと考えております。</p> |
| <p>柏崎委員長</p> | <p>病院事務長。</p> |
| <p>病院事務長 (山崎悠治君)</p> | <p>それでは、報告書の2ページでございますが、病院事業会計のこの表記のことでございますけれども、まずこれは病院会計の決算書のほうからいきますと、155ページと特別会計の決算書、こちらの155ページには、これは収益的収支の状況、それから157ページには資本的収支及び支出の状況の決算額を掲載しておりますが、これは税処理をする前の、実際の現金の出し入れ等で決算をした金額、こちらの金額を載せております。ですから、税抜前の決算額でございます。</p> <p>今までの慣例というんですか、こういうふうな表記で載せておりました。それから、これだと赤字ではないかという誤解を招くということなんですけれども、収益のほうでは税込でありますと688万7,000円、資本ですと△1,994万7,000円ということなんです。資本的収支のほうなんですけれども、こちらの不足する財源1,900万円につきましては、損益勘定留保資金、こちらのほうから補填しております。</p> <p>この損益勘定留保資金でございますけれども、これは収益のほうの3条予算のほうに予算計上しておりますけれども、こちらのほうに計上されながらも、実際は現金として支出されなかったもの、これらが損益勘定留保資金となります。これらは減価償却費、それから固定資産除却費、これらの合計額ですね。これらが損益勘定留保資金となりますので、この財源をもって不足額を補填しているということになりますので、ご理解いただきたいと思っております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| <p>柏崎委員長</p> | <p>町長。</p> |

町長

(成田 隆君)

お答えします。

まずもって5,000万円を超える不納欠損が出てしまっているということで、毎年これが続いておりまして、多いときには7,000万円以上のときも過去にはあったのかなと思っておりますし、また、ここには出ておりませんが、町営住宅の家賃、そしてまた学校給食の給食料の滞納等もありまして、役場は担当課並びに課長方も夜間徴収に歩いておりますし、また、ちょっと難しいあるいは大口に関しては県のほうの滞納整理機構にも委託して、徴収に向けて努めております。そういうことで、昨年に比べてことは県のほうからの委託の部分で少し徴収率が上がったのかなと思っておりますし、私もこれは大変危惧しておりますし、これからは、本定例会が終わったら、新年度に向けて毎月1回、各課あるいは今、平野議員がおっしゃったような全職員を対象に徴収に回れないのかなということを検討させようと思っておりましたけれども、きょう早々ともう指摘されてしまって、おくれをとったなという気がしておりました。

ただ、これはいいか悪いかわかりませんが、職員の残業手当も恐らく払わざるを得なくなりますし、その金額がどれぐらいになるか、もしかすると徴収に比べて残業手当のほうが多くなる可能性もないわけではないんですね。それはそれとして、やはり、多少経費がかかったとしても、町民の不公平感を振り払うためにはそういう部分で経費が幾らかかってもやるべきことはやらなければならないとしても、やはり、「この人はもう徴収不可能だよな」と思いつつも、滞納として残高として残っている部分がありますので、これは誰かがどなたかがいづれ一区切りつけなければならない問題であると思っておりますので、それはいつやればいいのかというのは、これから庁内で相談になりますけれども、どうしてももう存在していないような方々の、例えば、給食料なり町営住宅料あるいはこの税金の滞納額、こういう部分は1億円になるか、またそれ以下になるかわかりませんが、一時期一区切りつけて、それ以後の滞納あるいはそういう部分ではほとんど回収見込みがある部分だよなというのだけ残さざるを得ない時期がそろそろ来ているのではないのかなという気もしておりますので、本当にこれは平野議員に指摘を受けるまでもなく、我々が積極的に自主的に取り組む問題だと思っておりますので、ぜひ前向きに、徴収率を上げるあるいは滞納額を減らすために努力したいと思っておりますので、ご了解あるいは時間をいただきたいと思っております。

以上です。

柏崎委員長

答弁漏れはございませんか。

平野委員、よろしいですか。

| | |
|------------------------------------|---|
| <p>平野敏彦委員</p> | <p>平野委員。</p> <p>私は、今、町長が言ったような形で、超過勤務になるというふうな捉え方もされますけれども、まずは私は、町長が言っている町民の不公平感をなくすると、その解消に努めるというふうなことでは、ぜひ1回こういうふうなものが減れば、1回というか、超過勤務を払ったとしても、次からは効果があらわれてくるのではないかなと思います。</p> <p>ちなみに、私は三沢と六戸をとって見たんですけれども、非常に予算に対して三沢も六戸もパーセントが低いんですよ。実際にこう見てああと思ったんですけれども、市税で420億5,000万円のうち、滞納繰越が、収入未済額が8,900万円かそのぐらいなんですね。そうすれば、パーセントでいって、うちのほうのパーセントと比べてみて、ですから市ができています。大きいところでもこういうふうな形でできている。</p> <p>六戸も見ますと、予算でいけば、調定額で約100億円に対して6,200万円というふうなことです。こういうふうな数字が他のほうで出ていますので、やはり、同じく繰り越しされてくれば、これは当たり前だというふうな感覚で危機感もないのではないかなというふうなことで、私はやはり、町長が言う職員一体となって同じ問題意識を共有して解消に努めようというふうな機運を醸成する意味でも、ぜひ取り組んでほしいというふうなことで終わります。</p> |
| <p>柏崎委員長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p> | <p>町長。</p> <p>ご指摘されましたことは、今、全課長あるいは監査委員の方々もお聞きしたと思いますし、また、私もそういう思いで新年度に向けてできるだけ整理するものは整理して、できるだけ徴収率を上げ、あるいは滞納額を減らすように努めますので、先ほども言いましたけれども、もう少し時間をいただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>柏崎委員長</p> <p>馬場正治委員</p> | <p>次に、馬場委員。</p> <p>今の滞納、それから未処理欠損の件なんですけれども、町民の皆さんは払いたくなくて払っていないという方はほとんどおられないだろうと思います。払いたくても払えない。例えば、一生懸命働いて月に十七、八万円の収入がある方が、高齢な母親を施設に入れて、月に10万円前後それにまず取られると。自分の生活もあるという中で、滞納していたものを一遍に納めろと言われてもできない</p> |

| | |
|---------------------------|---|
| | <p>と。それがずるずると溜まっていくというふうな方が多いのではないかなと思うんですよね。滞納額の中にはそういう方が大勢いらっしゃると思うんですけれども、その中で、ある事例ですけれども、母親の介護施設の支払いを優先して払って残ったお金がないから町の税金を払えないというのは、それは逆ではないかなという指摘をされた例があるわけですね。母親の介護の費用等についてはさまざま国のセーフティネットその他、政府の救済制度もあるわけだから、そちらをいろいろ相談して、そういった制度を利用して、まず自分が払うべき税金を優先して払ってから、それで、その介護料等に困ったら、国の制度をそういった関係機関に相談をして救済を受けるということは考えないのかという指摘をされた例があるわけですが、税務課や介護福祉課のほうでは、そういったどうしても母親を見捨てるわけにいかないの、先にそちらを払うというのは人情だと思うんですが、そういった方々に対するその政府の救済制度、セーフティネット、こういうものがありますよというふうなアドバイスについてはどのようにされているのか、お聞きしたいと思います。</p> |
| <p>柏崎委員長</p> | <p>答弁を求めます。 税務課長。</p> |
| <p>税務課長 (松林光弘君)</p> | <p>お答えします。 税徴収対策については、今のような方針のもとで税を優先してというような感じの対応をしております。それで、介護費用等の負担についての国等の制度の活用については、税務課のほうで、詳しいところまで調べて調査はしていませんので、そういう指導というわけではないんですが、情報を提供するまで至っていないところであります。 今後は、今、委員がおっしゃるとおり、そのようなことがあれば、あわせて税徴収とその制度活用についてもこれから情報を提供していければいいかなと思っております。その点については、給付の関係でありますので、介護との情報交換をしていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>柏崎委員長</p> | <p>介護福祉課長、答弁よろしいですか。 介護福祉課長。</p> |
| <p>介護福祉課長 (松林泰之君)</p> | <p>介護保険の関係になりますけれども、私、4月から行って、まだ6カ月で、今の馬場委員の質問のようなケース、ご相談というのはまだ私の耳には入っており</p> |

| | |
|-------------------|--|
| | <p>ません。担当にもあれば、担当のほうも私にそういうお話があったということで相談があるかと思うんですが、まだ私が聞いていませんのでないと思いますが、仮にそういういろいろなものが出てくれば、当然そういったケースの支払いの部分についてはいろんな制度等があれば、それについてのご説明をして、活用等も含めてご指導していきたいというふうに思います。</p> |
| 柏崎委員長 | 馬場委員。 |
| 馬場正治委員 | <p>わかりました。そうすると、これまでそういうふうな事例がちょっとなかったというふうな、結論を言うところです。お答えだろうと思いますけれども、しかるべきところに相談に行ったところ、そういうお話をされたということですので、仮に町民のそういった悩みを持たれている方が、町の窓口へ、町へ相談に行くとするればどちらの課に相談に行けばいいのか。民生委員とか、そういう方々の役目になるのかもしれませんが、社会福祉協議会のほうになるかもしれませんが、公の立場の方がそういったお話をされたので、そういう救済の国の制度について、もう少し深く担当課のほうも研究をされた上で、そういったものを利用することによって、救済を受けた分を滞納分の支払いに回すというようなことで、納額を減らして税収をふやすということも可能かもしれませんが、精力的に国の制度、さまざまな制度について研究をされて、滞納率の改善に努めていただきたいと。</p> <p>それと、どこの課に相談に行けばいいかということについては、今、お答えいただきたいと思います。</p> |
| 柏崎委員長 | <p>答弁を求めます。</p> <p>介護福祉課長。</p> |
| 介護福祉課長 (松林泰之君) | <p>お答えをいたします。</p> <p>その件については、基本的に介護のほうであれば私のほうというふうなこともなりますし、私のほうと税務課のほうと、来たお客さんの内容を聞きながら、横の連絡をとりながら十分な説明をしてまいりたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。</p> |
| 柏崎委員長 (委員席) | ほかに質疑ございませんか。 |
| 柏崎委員長 | なしと認め、質疑を終わります。 |

なしの声

| | |
|--------------------------|--|
| <p>会計管理者 (柏崎尚生君)</p> | <p>これより議事に入ります。</p> <p>当委員会に付託されました認定第1号から認定第10号までの10認定議案のうち、認定第1号、平成24年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>会計管理者。</p> <p>それでは、認定第1号についてご説明いたします。</p> <p>説明は、地方自治法第233条第5項の規定により提出しております、平成24年度おいらせ町一般会計及び特別会計の主要施策の成果についての決算報告書に基づき、主要部分のみ説明いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、主要施策の成果の1ページをごらんください。</p> <p>まず、決算規模でございます。</p> <p>第1表、決算規模及び収支の推移をご参照ください。</p> <p>区分の欄、歳入決算額でございますが、右端に記載の平成24年度決算額は110億1,594万4,000円で、前年度に比べ4.2%の増となっております。</p> <p>次に、歳出決算額は107億5,469万3,000円で、6.8%の増となっております。</p> <p>次に、歳入歳出差引額は2億6,125万1,000円の決算額でございます。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源は4,005万4,000円でございます。</p> <p>歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた金額が実質収支額となり、その金額は2億2,119万7,000円の決算額となります。</p> <p>実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定及びおいらせ町財政調整基金条例第2条第2項の規定に基づき、決算剰余金の2分の1を下らない額の1億2,000万円を基金積み立てするものであります。</p> <p>続きまして、6ページをごらんください。</p> <p>歳入の内訳でございますが、主な項目についてご説明させていただきます。</p> <p>まず、1款の町税でございます。</p> <p>科目別収入状況の表をご参照ください。</p> <p>町税の収入済額は23億2,792万3,000円で、前年度と比較しますと491万6,000円、0.2%の微増となっております。</p> <p>内訳といたしましては、町民税は、前年度と比べ6,219万7,000円、6.7%の増となりました。町民税以外の町税で前年度と比較してみますと、固定資産税では評価がえ等により6,458万1,000円、5.7%の減、軽自</p> |
|--------------------------|--|

自動車税は112万5,000円、2.1%の増、また、町たばこ税は617万5,000円、3.1%の増となっております。

続きまして、2款の地方譲与税でございます。決算額は1億3,254万2,000円で、前年度比917万6,000円の減額となっております。

続きまして、7ページをごらんください。

6款の地方消費税交付金でございます。交付額は2億1,704万円で、前年度に比較しまして139万6,000円の増となっております。

また、7款の自動車取得税交付金については、交付額は3,626万5,000円で、前年度比692万7,000円の増となりました。

続きまして、8ページをごらんください。

10款、地方交付税でございます。地方交付税の状況の表をご参照ください。

交付税の決算額は37億8,960万8,000円で、前年度に比較しますと3億2,419万1,000円、7.9%の減となっております。

内訳として、普通交付税は33億5,448万6,000円で、前年度比3,047万1,000円、0.9%の減となっております。また、特別交付税は4億3,512万2,000円で、震災復興特別交付税の大幅な減により、前年度比2億9,372万円、40.3%の減となりました。

続きまして、12款、分担金及び負担金でございますが、総額で2億626万3,000円で、前年度に比較して352万6,000円、1.7%の増となっております。

続きまして、10ページから11ページをごらんください。

14款の国庫支出金でございます。国庫支出金の内訳の表をご参照ください。

まず、11ページの合計ですが、収入済額が12億8,832万3,000円で、東日本大震災復興交付金、下田中学校講堂改築事業費補助金などの増により、前年度比8,286万2,000円、6.9%の増となっております。

続きまして、12ページから13ページをごらんください。

15款の県支出金でございます。県支出金の内訳の表をご参照ください。

まず、13ページの合計ですが、収入済額は16億3,600万円で、前年度比2億5,245万2,000円、18.2%増となっております。

要因としましては、大震災関連の農林水産業費県補助金、介護基盤緊急整備特別対策事業費、保育園整備事業費等の増によるものであります。

続きまして、16款、財産収入でございますが、財産収入の内訳をご参照ください。

合計ですが、収入済額は1,499万3,000円で、前年対比89万9,000円、6.4%の増となっております。主な要因は、不動産等売払収入による

ものです。

続きまして、17款、寄附金でございますが、収入済額は57万9,000円で、前年対比1,899万円、97%の減となりました。

要因は、東日本大震災に係る災害復興支援寄附金などの減によるものです。

続きまして、14ページをごらんください。

18款、繰入金でございますが、収入済額は1億4,785万2,000円で、前年度に比較しまして1億71万4,000円、213.7%の大幅増となっております。

内訳といたしましては、東日本大震災復興推進基金繰入金、東日本大震災復興交付金基金繰入金などの増によるものです。

続きまして、15ページをごらんください。

21款、町債でございます。町債の内訳の表をご参照ください。

借入金は6億3,750万円で、前年度に比較して2億7,070万円、73.8%の増となっております。増額の主なものは、下田中学校講堂改築事業、デジタル移動系防災行政無線施設整備事業、農道保全対策事業などであります。

次に、歳出でございますが、16ページをごらんください。

目的別歳出の第7表、目的別歳出決算額の推移をご参照ください。

まず、歳出合計の決算額は107億5,469万3,000円で、前年度に比較しますと6億8,909万8,000円、6.8%の増となっております。

内訳を見ますと、構成比で大きいものは、3款、民生費の31億5,996万円で、構成比は29.4%となっており、以下、2款、総務費の15億644万5,000円で14%、12款、公債費の12億7,162万円で11.8%、10款、教育費12億2,368万1,000円で11.4%、8款、土木費の12億306万5,000円で11.2%の順となっております。

前年度と比較してみますと、教育費が下田中学校講堂改築事業等により3億1,837万7,000円、35.2%、農林水産業費が東日本大震災農業生産対策事業等により3億1,390万2,000円、77.2%、民生費が介護基盤緊急整備特別対策事業等により2億4,835万6,000円、8.5%、防災費がデジタル移動系防災行政無線施設整備事業等により1億3,433万2,000円、18.1%、土木費が災害公営住宅建築事業等により1億1,272万円、10.3%の増で、これに対し、衛生費が災害廃棄物処理基金積立金等の減により5,051万円、3.2%、災害復旧費が6,716万4,000円の減となっております。

続きまして、18ページの第9表、性質別歳出決算額の状況をご参照ください。

義務的経費の決算額は42億4,754万2,000円で、前年度に比較して

| | |
|--------------|---|
| | <p>441万4,000円、0.1%の微増となっております。</p> <p>内訳としましては、人件費が32万1,000円の減、扶助費は2,292万8,000円の減、公債費は2,766万3,000円の増でございます。</p> <p>次に、投資的経費の決算額は22億2,236万2,000円で、前年度に比較して11億7,979万円、113.2%の増となっております。</p> <p>内訳としましては、補助事業費は下田中学校講堂改築事業などにより9億4,699万2,000円の増、また、単独事業は町道整備事業費等で2億5,085万3,000円の増となりました。</p> <p>その他経費でございますが、決算額が42億8,478万9,000円で、前年度に比較して4億9,510万6,000円、10.4%の減となっております。</p> <p>内訳としましては、維持補修費は、町道維持補修事業などにより6,279万6,000円の増、物件費は災害廃棄物処理事業などの減により2億2,970万7,000円の減、積立金は東日本大震災復興推進金積立金などの減により2億1,706万4,000円の減、補助費等は十和田地域広域事務組合塵芥処理費負担金などの減により3,641万9,000円の減、繰出金は公共下水道事業特別会計繰出金などの減により3,310万1,000円の減となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| <p>柏崎委員長</p> | <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>歳入歳出決算のうち、歳入についての質疑を行います。</p> <p>第1款、町税についての質疑を受けます。</p> <p>15ページから16ページでございます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> |
| <p>(委員席)</p> | <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> |
| <p>柏崎委員長</p> | <p>なしと認め、第1款について質疑を終わります。</p> <p>次に、第2款、地方譲与税から第11款、交通安全対策特別交付金までについての質疑を受けます。</p> <p>15ページから20ページまででございます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>委員の皆様のお手元に平成24年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算書があるかと思いますが、そのページ数を言っておりますので。</p> |

| | |
|-------------------|---|
| 平野敏彦委員 | <p>平野委員。</p> <p>そうすれば、今、説明のあった主要施策の成果の6ページの3款、利子割交付金とありますけれども、交付基準が「個人にかかる利子相当分の5分の3相当額」とありますけれども、「個人にかかる利子」というのは、これは何を指すのか、ちょっと説明をいただきたいと思います。</p> <p>あと、4款の配当割交付金についても、「株式などの配当に課する県民税が」とありますが、この課する県民税、この株式の配当などはこれは県が把握しているのか。ちょっとわかりませんので教えていただきたいと思います。</p> <p>どこまででしたか。13款まででしたか。（「11款までです」の声あり）11款まで。</p> <p>それから、施策の8ページですけれども、分担金及び負担金（「今、11款までです」の声あり）11款までか。</p> <p>以上です。</p> |
| 柏崎委員長 | <p>答弁を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p> |
| 企画財政課長 (小向仁生君) | <p>まず1点目の3款の利子割交付金なんですが、これについては、「個人にかかる利子相当分」とありますけれども、銀行預金の利子にかかるものであります。</p> <p>それから、4款、配当割交付金の「株式などの配当に課する県民税が」ということのご質問ですけれども、これは、株式会社などから支払いを受ける上場株式などの配当等に課税される県民税配当割3%に当たる分で積算されたものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 柏崎委員長 | <p>平野委員。</p> |
| 平野敏彦委員 | <p>4番のほうはわかりました。なるほどというようなことで、ただ、この利子割交付金での銀行預金の利子にかかる個人分というものの把握というのは、銀行が把握したものをどこかに、県のほうに報告するというふうなことになるんでしょうか。</p> |
| 柏崎委員長 | <p>企画財政課長。</p> |

| | |
|-----------------------------|---|
| <p>企画財政課長 (小向仁生君)</p> | <p>おっしゃるとおりでございます。 金融機関を通じて、県のほうに県民税として5%納めるというような形になります。</p> |
| <p>柏崎委員長 (委員席)</p> | <p>平野委員、よろしいですか。 ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> |
| <p>柏崎委員長</p> | <p>なしと認め、第2款から第11款までについての質疑を終わります。 次に、第12款、分担金及び負担金から第13款、使用料及び手数料までについての質疑を受けます。 19ページから24ページでございます。 平野委員。</p> |
| <p>平野敏彦委員</p> | <p>主要施策のほうの8ページですけれども、民生費の負担金、滞納繰越分が347万円、平成23年度が437万3,000円となっております、90万3,000円ほど減っていますけれども、これを見ますと、保育料の滞納繰り越しが347万円だというふうな説明で載っています。保育料、こういうふうなのが解消する方法はないのかなというふうな、前年からも同じような額でやっていますけれども、例えば、児童手当とかさまざまなものが出ているわけですから、払わなくてもそういうふうなものは支給しているのか。相殺するとか、そういうふうな手立てというのではないのでしょうか。お聞きします。 それから、同じく教育費の負担金でも、これを見れば予算現額が27万4,000円で収入が37万9,000円となっておりますけれども、この決算書のほうですと、22ページには給食費の滞納繰越分が収入未済額が695万円あるわけですよ。予算は27万4,000円しか計上していないというふうなことを見れば、この階差が相当あるわけで、もうこれはとれないんだというふうなことであきらめているのかどうか、この2点をお聞かせいただきたいと思います。</p> |
| <p>柏崎委員長</p> | <p>町民課長。</p> |
| <p>町民課長 (柏崎正光君)</p> | <p>保育料の滞納対策ということで、子ども手当、平成24年度から児童手当になりましたけれども、その手当を相殺してできないかということでありますけれども、これはあくまでも本人の給付ということになりますので。 ただし、保育料の未納者に対しましては、支給方法を口座振替から窓口払いにいたしまして、会計課の窓口に来て直接現金で支払うこととしております。その</p> |

| | |
|-------------------------------------|--|
| <p>柏崎委員長</p> | <p>際におきましては、町民課のほうに寄っていただいて、今後の納付相談を行って、その中で滞納の方で未納の方が全額納める方もありますし、後で計画的に納めるということで納めていっていただいております。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>学務課長 (堤 克人君)</p> | <p>学務課長。</p> <p>給食費の滞納繰越分、あきらめているのかというふうなご質問でございました。</p> <p>決してあきらめているわけではございませんで、現場では毎月、その納付時期を過ぎたものについては催促状を送るなど努力しているところです。</p> <p>ただ、私も去年1年ちょっとかかわってみまして、なかなかちょっと手薄になっているのかなというふうな反省もございます。</p> <p>ただ、やってみますと、大分古い未納分についても、少額ですが、きょねん納めていただいたというふうなこともございますので、あきらめずに頑張っていきたいというふうに思います。</p> <p>それで、先ほど町長のほうからも答弁ありましたが、学校給食費のほうにつきましても、実は去年は催促状、頻繁には出しているんですが、催促状だけで対応していたところなんです。今回、こういうことを見ますと、なかなかもう少し力を入れていかなければならないなというふうに思っていて、できるだけ面談でご協力いただくように改めて体制を組んで頑張っていきたいというふうに考えておるところです。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>柏崎委員長</p> <p>教育長 (袴田健志君)</p> | <p>教育長。</p> <p>差し出がましいようですが、補足いたします。</p> <p>給食費の滞納につきましては、今、両課長からありました。保育料の滞納についても、共通するものがありまして、給食費の滞納についてもその手当を窓口払いにして、その場で給食費のほうにという手順があるわけですが、そのためには保護者の同意書が必要ということで、学校を通して、今年度、初めてですけども、そういう対象の保護者に対して同意書を出していただけませんかという、そういう手続をとりましたらば、同意する保護者は1人もおりませんでしたという事情もあります。</p> <p>また、給食費の滞納につきましては、今、学務課長からもお話がありましたけ</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>れども、もう数年前にさかのぼるようなケースがいっぱいありまして、おまけに町外に転出していて督促状自体が届くかどうかと、そういう事態もかなりの件数でありまして、非常に難しい状態が続いておりますが、滞納者の比率でござんになってわかるように、給食センター方式のほうが単独校方式の数倍に及んでおります。これは徴収方法にあるということは、前にも何かのときに申し上げたと思うんですが、センター方式の3つの小中学校のほうは振り込み方式になっていること、それから、こちらの単独方式は学校独自に徴収した上で納めてもらうという、その徴収方法の違いもありまして、この違いが相当の原因だろうと思っておりまして、今、2方式でやっているわけですが、2年後あたりにはスケジュールとしては一括給食センター方式になると。この際に徴収方法についても検討して、より徴収しやすい方法、滞納率が少なくなる方法をとというふうに思っております。</p> |
| 柏崎委員長 | <p>以上でございます。</p> |
| | <p>平野委員、よろしいですか。</p> |
| | <p>平野委員。</p> |
| 平野敏彦委員 | <p>私は、この決算書の中で調定額が732万9,865円の調定が立っているのに、予算現額が27万4,000円というふうなことで、甚だ少ない額で予算計上しているなというふうなのが1つと、あとは収入済額でその予算の37万9,000円となっていて、この予算対比でいきますと100%以上予算を達成したというふうな解釈をされるわけで、この辺はちょっと予算計上の仕方に疑義を持ったものです。</p> <p>あわせて、住宅使用料の滞納繰り越しについても同じようなことが言えますけれども1,769万円の調定額に対して予算額が337万8,000円がトータルの収入で339万円とあります。町営住宅の場合も、このままなかなか解消するのが容易でないのかなというふうな思いもありますけれども、やはり、税の公平を期す意味でも、さまざま条件を整備して住宅の提供もしているわけですから、こういうふうな金額が多額になるということは、いろんな意味で財政的な運営に支障を来しているというふうな、厳しいから逆に言えばこういうふうなものをじゃどういうふうにして解消するかという方策を講じるべきだと思いますので、担当課のみならず、各関係課、連絡協調しながら、例えば、会計課に来たときに、その情報交換、伝達がスムーズに行かない場合は、もうそのまま支払われるというふうなことになりますし、やはり、給食費とかそういうふうなものは、子供を育てる上では大事な部分ですから、親のほうにもちゃんとそういうふうな</p> |

| | |
|-------------------|--|
| | <p>理解をしていただくというふうなことも必要ではないかと。</p> <p>私はこう見ていますと、車に乗って、結構いい部分で学校へ来ているのが給食費を払っていないというのを聞くんですよ。そうすれば、払わないのばかり仲間になって情報交換しているんじゃないかというふうな、相手のほうが連絡網をちゃんとしっかり持っていて、未納者がそういうふうな情報交換をしている。取るほうが情報交換なされないというのは、なかなか徴収率が上がらない1つのあれなのかなと思っていましたので、今さっき町長が言ったように、全職員挙げていろいろな形で対応しようというふうな考えを持っていますから、私はやはり徴収する側も職員全部がそういうふうな意識で情報共有すれば、いろんな意味で町民の意識が変わってくると思いますので、ぜひそういうふうな意味では対応を、あすとは言わず、もうきょうからでも対応するというふうな心構えで臨んでいただきたいと思います。</p> <p>終わります。</p> |
| 柏崎委員長 | <p>答弁を求めます。予算の現額と収入済み額が、その設定の問題。</p> <p>学務課長。</p> |
| 学務課長 (堤 克人君) | <p>給食費の関係でございますが、この予算は27万4,000円というのは3月で最終的な見通しを立てた予算額に落としておりますので、それでちょっと乖離があるものだと思います。</p> <p>以上です。</p> |
| 柏崎委員長 | <p>町営住宅の担当者は誰でしたか。</p> <p>地域整備課長。</p> |
| 地域整備課長 (倉舘広美君) | <p>町営住宅の滞納繰越分の調定額でありますけれども、前年度予算作成する際に、12月ですけれども、12月時点での収入額を翌年度の調定が大体同じ金額で予算要求をしております。</p> <p>以上です。</p> |
| 柏崎委員長 | <p>平野委員、よろしいですか。</p> <p>ほかに。</p> <p>馬場委員。</p> |
| 馬場正治委員 | <p>学校給食の滞納の問題なんですけれども、この問題は合併初年度の平成18年</p> |

| | |
|------------------------|--|
| | <p>度の31人議会の際に私も質問をいたしました。</p> <p>単独校、いわゆる下田地区の学校の収納率は90%以上、給食センター方式をとっている旧百石が70%台というふうなことで、これを改善する努力をしてほしいという質問をいたしました。</p> <p>その際に、単独校では子供にPTA会費その他と一緒に納入袋を持たせて、学級の担任がまず集めるわけですね。それを町へ納めるという方法をとっております。そうすると、親は、やはり、子供が持ってきていないというと恥ずかしいだろうということで何とか持たせるということで90%以上の収納率を維持してこられたと思うんですね。</p> <p>それが、親が直接町へ振り込むということになりますと、また今度、また今度ということで、どうしても収納率が下がるということがあって、その納入方法の改善も含めて検討しますというのが7年前の町当局の答弁でございましたけれども、先ほどの教育長の答弁を聞きますと、全くその見直し、改善がされていないというふうに解釈できますけれども、それに間違いはないでしょうか。</p> |
| <p>柏崎委員長</p> | <p>教育長。</p> |
| <p>教育長 (袴田健志君)</p> | <p>おっしゃるとおりでございます。</p> <p>そういう懸案の課題を引き継いできているわけですが、徴収率のいい単独校方式の徴収の仕方、こちらにしたい思いはやまやまなわけですが、学校というところはある意味で現金を取り扱わないようにという指導もあるもので、非常に難しいなと思っておりますが、あわせて教員とか事務の金銭処理の手間もあるわけですが、これをセンター方式のほうもそちらにしたい思いはあるんですが、今、給食センターの問題がありまして、タイミングとしては一括センター方式になったあたりかなというふうに思っています。</p> <p>それが、あと1年先、2年先ということであれば消極的じゃないかということであれば、次年度あたりから学校の理解を得なければいけませんけれども、そういう単独校方式でやっている学校徴収、そのようにすることを検討してみたいというふうに思います。</p> <p>以上でございます。</p> |
| <p>柏崎委員長</p> | <p>馬場委員。</p> |
| <p>馬場正治委員</p> | <p>この給食費の未納問題は、私の記憶ですと、ここ三、四年の間ですね、全国的な話題にもなっております。新聞、テレビ等でも給食費の滞納で自治体が悩み</p> |

| | |
|-----------------------|--|
| | <p>を抱えているというふうな話題がございました。</p> <p>そこで、学校では親が負担すべき金銭を取り扱わないようにという当局の考えもあるということでございますので、ちょっと奇想天外な提言になりますけれども、この際、全国に先駆けて、おいらせ町は小中学校の学校給食を無料という形にまで踏み込めないか。そこの町長のお考えをちょっとお聞きしたいと思います。</p> <p>それによって、子育てがしやすい町ということで、これは一躍注目されるのではないかなど。それによって人口がふえますと、税収の増が見込めるということもあわせて検討の余地はあるのではないかなど。</p> <p>そして、給食で出す材料については、もう極力地場産品、これを安く使うというふうなことで、決して持ち出し、マイナスだけではないのではないかなど、私は思います。</p> <p>そういった、ちょっと常識とはかけ離れているかもしれませんが、そういった政策も1つあり得るのではないかなど思いますので、町長のお考えを伺います。</p> |
| <p>柏崎委員長</p> | <p>町長。</p> |
| <p>町長 (成田 隆君)</p> | <p>大変滞納者のためになるかもしれませんが、それはそれとして、日野口議員からの一般質問の中でも答弁していると思いますけれども、大体試算しましたら1億2,000万円ぐらい持ち出しが出てくるということですね。</p> <p>それはやればそれに越したことはないし、また、国のほうでもそういうこともいいアイデアだなということで検討課題というんですか、政党間で調整するというような、消費税を上げる部分でそういう話も賜っていますから、そう国が面倒見てくれるのであれば一番いいんでしょうけれども、ただその対応に理由をつけてそういう方式やるというと、今まで滞納した人方は払わなくてもいいのか。やはり、きれいに払ってもらってから、じゃ全員ゼロでスタートしようというのであればいいんでしょうけれども、そういう難しい部分もありますけれども、現時点ではなかなか財政負担が大きいということで、それも1回限りであればいいんでしょうけれども、毎年1億数千万円という負担をしていくと、サービスのどこかを財源捻出のために切らなければならない部分もあるかもしれません。そういう部分でもまた、議員あるいは町民の皆さんの理解が得られるのであればそれもいい方法かなと思いますので、これからもそういう案もあるなということ、先日の日野口議員の質問にもありましたので考えていきますけれども、やはり、滞納は滞納として払ってもらうことを第一に考えていくべきかなと思ってお</p> |

| | |
|------------------------|---|
| <p>柏崎委員長</p> | <p>ります。</p> <p>以上です。</p> <p>馬場委員、よろしいですか。</p> <p>教育長。</p> |
| <p>教育長 (袴田健志君)</p> | <p>これまた差し出がましいかもしれませんが、今の給食費の無料化について感想を述べさせていただきます。</p> <p>近隣では七戸町とか新郷村が無料化いたしております。大変評価されているようですが、当町でも町長が「試算を含めちょっと検討してみないか」と言われたときに、私は反対いたしました。「給食費は無償化しないほうがいいと思っています」と。それは、衣食住というのは人が生きて働く原点、基本であると。食の3食のうちの1食かもしれませんが、食を無償にすることは非常に働くといえますか、生きていく生き方に安易な感を与えかねないと思っています。じゃ次は食が無料化されれば衣も住もかと、そういう普遍する危険性もはらんでいると思います。極めて個人的な感想かもしれませんが、私は今教育長としては反対です。</p> <p>以上でございます。</p> |
| <p>柏崎委員長 (委員席)</p> | <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> |
| <p>柏崎委員長</p> | <p>なしと認め、第12款から第13款までについての質疑を終わります。</p> <p>ここで暫時休憩いたします。</p> <p>11時20分まで。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前11時05分)</p> |
| <p>柏崎委員長</p> | <p>休憩前に引き続き、会議を再開いたします。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午前11時19分)</p> |
| <p>柏崎委員長 (委員席)</p> | <p>次に、第14款、国庫支出金から第15款、県支出金までについての質疑を行います。</p> <p>23ページから34ページでございます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> |
| <p>柏崎委員長</p> | <p>なしと認め、第14款から第15款までについての質疑を終わります。</p> <p>次に、第16款、財産収入から第21款、町債までについての質疑を受けます。</p> <p>33ページから44ページでございます。</p> |

| | |
|-------------------|--|
| 松林義光委員 | <p>松林委員。</p> <p>41ページの町債の関係で質問します。</p> <p>成果のほうは15ページですけれども、これは、町の指定金融機関は青い森信用金庫だと私はそのように思っております。それで、私は農協には何の恨みもありませんが、この15ページを見ますと、4億円を超えて農協さんから借入れをしております。</p> <p>それで、青い森信用金庫を見たら2,690万円。指定金融機関があるにもかかわらず、このように差をつけて借入れをしているその根拠はどこにあるのか。この利率が安いから農協に集中しているのか、まずお伺いしたいと思います。</p> |
| 柏崎委員長 | 企画財政課長。 |
| 企画財政課長 (小向仁生君) | <p>お答えいたします。</p> <p>借入先を決めるに当たっては、従来は国のほうから指定をされて金融機関のほうから借りなさいとか、いろいろ従来の大蔵省から借りなさいとか、いろいろあったんですけれども、今回は、このごろは銀行から借りるような指導がございまして、その借入れする際に、指定金融機関だからといってそこから借りることなく、あくまでも利率を重視して入札制度でもってこの金融機関を設定しているというのが現在の状況であります。</p> |
| 柏崎委員長 | 松林委員。 |
| 松林義光委員 | <p>利率が安いほうを選択するということですが、青い森信用金庫、私は別に何もつき合いもないけれども、別にお金をもらっているわけでもないけれども、指定金融機関で本庁舎・分庁舎に銀行員が出向して町民のサービス向上に努めていると思います。そういう点は配慮が足りない。あくまでも利率が安いおいらせ農協にこれからも集中して借りていくこともあると、今の企画財政課長の話を聞いていると、もう農協1本で行く可能性は十分あると。今の答弁を聞いているとそうだけれども、そうなりますと、指定金融機関とか、銀行員が出向しているという点は一切考慮しないと、このように思ってもよろしいでしょうか。</p> |
| 柏崎委員長 | 企画財政課長。 |
| 企画財政課長 | 農協、それから特定の金融機関、これですと行くということではなくて、い |

| | |
|------------------------|--|
| <p>(小向仁生君)</p> | <p>ろんな借入れが事業によって起きるわけですがけれども、それらについては、先ほど言いましたように入札をもって行っているというふうなことで、1つの機関に偏ることがないようにしているというふうに感じております。</p> <p>要は、農協さんだけが低い利率ですべからく全てをとるということではなくて、いろんな形で機関がとっているというふうに思っております。</p> <p>ですから、指定金融機関の青い森信用金庫においても、平成24年度は出てきませんでしたけれども、平成23年度、それから今年度も、同じ土俵の上で入札かかるわけですから、入ってくるという可能性はあると思っております。</p> <p>以上で終わります。</p> |
| <p>柏崎委員長</p> | <p>松林委員。</p> |
| <p>松林義光委員</p> | <p>今の農協、入札で安い利率で借入れする。町にとってはプラスだと思います。その分、ほかの複数施策に回すことは承知しております。</p> <p>偏っていないというけれども、これを見たら、もうほとんど農協さんじゃないですか。平成24年度、違いますか。いや、農協さんはすばらしい金融機関だと思いますよ。利率を安くしてくれるし、ありがたいと思います。だから、冒頭申し上げたように恨みは全くありません。</p> <p>ただ、指定金融機関であります。そして、銀行員が常時ですよ、常時2人張りつけしております。そういうことはもう一切加味されないと。指定金融機関も関係ないよと。銀行員が来ても、それは関係ありませんよと。あくまでも、もう利率が安ければそこに借入れしますよと、そういう答弁に聞こえますけれども、それでよろしいでしょうか。</p> |
| <p>柏崎委員長</p> | <p>副町長。</p> |
| <p>副町長 (西館芳信君)</p> | <p>せっきくの指定金融機関、それなりにいろんなことを町に便宜供与しているわけだからというふうな思い、全くそのとおりだと思います。</p> <p>ただ、指定金融機関ということについては、十分町も考えております。例えば、現金の所有しているものは預けてありますし、恐らく証券類だとか、そういうものも全部あると思いますし、その辺でふだんあそこに人がいるということについても、町のほうでもお金を出して運営をしておりますし、あそこで現金のお支払いがあつて金が動くということも、それなりに指定金融機関としてのメリットはあるというふうに思っております。</p> <p>具体的にどういうつき合い方をしているかというのは、会計管理者に答えさせ</p> |

| | |
|--------------------------|---|
| 柏崎委員長 | <p>ますので、決しておろそかにしているわけではありませんので。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>会計管理者。</p> |
| <p>会計管理者 (柏崎尚生君)</p> | <p>質問にお答えになるのかどうかはちょっとわかりませんが、会計管理者として借り入れのほうは財政のほうで担当して処理しています。預金に関しては私が管理していることになります。</p> <p>常に普通預金には数十億円の預金が指定金融機関へ預金されています。</p> <p>また、基金にあつては各種基金ありますが、それぞれの基金、それぞれの金融機関に預金はしていますが、メインとして指定金融機関に一定預金されているのも事実でありますので、それなりの指定金融機関のメリットはあるかと思いません。</p> <p>あわせて、事務取扱料ということで契約をしまして、料金の支払いもしてあります。</p> <p>以上です。</p> |
| 柏崎委員長 | <p>松林委員、よろしいですか。(「わかりました。いいです」の声あり)</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>平野委員。</p> |
| 平野敏彦委員 | <p>私もこの件については、松林委員が質問しておりますけれども、この0.8、それから市町村振興資金が0.1、それから、地方公共団体の金融機関が0.4、金額的に小さいと高いのかなと思えば200万円ではもう青銀が0.683。入札によってこの利率が決定されるとありますけれども、じゃこのときは予定の利率を何%に設定しているのかが、農協のほうを見れば全部0.8以上ですね。0.85、低いもので0.78、あとは0.8、もっと入札して他の金融機関で青銀みたいに0.6とかそういうふうな形に逆に下がらなかったのはなぜか。償還期限もほとんど15年未満なわけですね。そういうふうなことからいきますと、自治体の場合は貸し倒れもないし、100%回収が可能ですから、どこの金融機関にとってもいい部分で貸し付けの預貸率を上げる1つのいい条件になるわけで、これで利率の入札に決定する、この金額で幾ら幾らというふうなもの基準があるんですか。</p> |
| 柏崎委員長 | <p>企画財政課長。</p> |

| | |
|---------------------------|---|
| <p>企画財政課長 (小向仁生君)</p> | <p>利率の設定については、その当時のレートといたしますか、利率をいろんな角度でもって各分野のものを見比べながら、ある程度この利率では妥当な線だろうというふうなことの上限を決めております。</p> <p>それに基づいて入札をするわけなんです、その際に先ほど委員もおっしゃっておられました償還期限ですね。それを早いものであれば低くなるし、長いものであれば利率が高くなると。なおかつそれに加えて5年後の利率の見直し等がかかってくると、どうしても高い利率になるというふうなことで設定をされているのかなというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>柏崎委員長</p> | <p>平野委員。</p> |
| <p>平野敏彦委員</p> | <p>5年利率の見直し、それから、10年利率の見直しというふうなことで備考のほうに書いていますけれども、見直しをするということは上がる可能性もあるわけですね。</p> <p>例えば、今、この0.8で借入れをしている部分が、15年の場合、あと10年間は、逆にいえば安くなる可能性もあるというふうなことですか。</p> <p>私は、逆にいえば、状況が、市場が変わってきて、上げてくれというふうな要請がなきにしてもあらずではないかと。そういうふうな場合は、じゃこれは向こうの言いなりになって利率の見直しをするというふうなことですか。さっき言ったように、その状況で上限を設定しているふうなことであれば、下がってきたときの対応はどうなるんですか。この2点。</p> |
| <p>柏崎委員長</p> | <p>企画財政課長。</p> |
| <p>企画財政課長 (小向仁生君)</p> | <p>おっしゃるとおりでありまして、上がったときは上がったなりのその時点での利率を参考にしながら決めていくし、また、下がった場合は下がったなりの利率でもって決定していくと。話し合いで決定していくというふうなことになるかと思えます。</p> |
| <p>柏崎委員長</p> | <p>平野委員。</p> |
| <p>平野敏彦委員</p> | <p>当然、話し合いになると思いますがけれども、ただ、そういうふうな判断はどこの時期にするのかということですよ、私が言っているのは。マスコミとかそうい</p> |

| | |
|---------------------------|---|
| <p>柏崎委員長</p> | <p>うふうなのでレートが下がりました、こう変わってきました、いろんな意味で、私は下がる要素が本当にあるのかなと。今、消費税も上げる、さまざまな部分で見直しが出てくると思いますよ。だから、そういうふうなものからいったら、私はかえって利率の見直しをやらない借入れをしたほうが私は逆にいえば有利ではないかなというふうな気がしますが、この話し合いの判断するどういうふうな時期、情報の収集、これを教えてください。</p> |
| <p>企画財政課長 (小向仁生君)</p> | <p>企画財政課長。</p> <p>5年の見直しの期日というのは決まっておりますので、その期日に合わせた形でその当時のその時点の日銀の金利等々を踏まえながら話し合いをしていくというふうなことになるかと思います。</p> |
| <p>柏崎委員長</p> | <p>平野委員。よろしいですか。</p> <p>委員の皆様にお知らせしておきます。</p> <p>委員会の質問は回数に限りがございます。</p> <p>平野委員。</p> |
| <p>平野敏彦委員</p> | <p>この借入れ条件については、やはり、有利なほうで見直しを立てて、これからの5年、10年先を見据えた場合、見直しをしなくてもいい条件が見込まれる場合はこういうふうな条件をつけるべきではないと私は思うんですよ。</p> <p>お互いに話し合いをしますけれども、私は今の借入れをした担当者として、まだ5年あれば変わるわけですよ、担当者が。そのときになれば、その経過というふうなものが、こっちのほうで忘れていけば下がっていても見直しがされない場合もありますよ。かえって、金融機関のほうで常に情報を持っていますから、不利だと申し入れをしない。有利だと来るというふうな見込みもありますよ。だから、そういうふうな意味では、この借入れの利率見直し条件というのは、もっと慎重に判断して借入れをすべきだし、それから、事業によってはもっと安い年金資金とか、そういうふうなものも公的な部分を使ったほうが、学校とかそういうふうな部分は前はあったような気がしますが、これを見ますと、ほとんど民間資金に切りかわってきている。なぜ公的な年金とかそういうふうな活用ができないのか、それをお聞かせください。</p> |
| <p>柏崎委員長</p> | <p>企画財政課長。</p> |

| | |
|---------------------------|--|
| <p>企画財政課長 (小向仁生君)</p> | <p>お答えいたします。</p> <p>その以前あった年金資金を活用ということに関しては、私もちょっと不勉強で、今現在そのような名称になっているのかというのはちょっと確認できないところであります。</p> <p>ただ、以前ありました金融公庫、国の金融公庫等については今名称が変わって、ここに書いてある「地方公共団体金融機構」というふうな名称に変わっているところでありまして、先ほど言うております、固定でもってしっかりと、それも1つの手ではないかというふうなことでおっしゃっていました。それについては、今後も必ずこの入札制度で行くとしても、その年数とかそういうもの、それから見直しというふうなものをしなくてもいいのかどうかというのも見極めながら、今、委員のおっしゃったことを参考にしながら、今後進めていきたいというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>柏崎委員長 (委員席)</p> | <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> |
| <p>柏崎委員長</p> | <p>なしと認め、第16款から第21款までについての質疑を終わります。</p> <p>以上で、歳入についての質疑を終わります。</p> <p>次に、歳出についての質疑を受けます。</p> <p>第1款、議会費から第2款、総務費までについての質疑を受けます。</p> <p>47ページから74ページでございます。</p> <p>高坂委員。</p> |
| <p>高坂隆雄委員</p> | <p>まず確認したいんですが、質問の回数に制限がないということは、1つずつやっていってもよろしいですね。</p> |
| <p>柏崎委員長</p> | <p>慣例ですと、今の質問の第1款から第2款までのやつを、1回に4つあれば4つ質問してもらいたいということでもって、一問一答とかそういうことではないんです。</p> <p>改めて、また思いついたからもう1回手を挙げるとか、そういったことはなるべく謹んでいただきたいということでございます。</p> |
| <p>高坂隆雄委員</p> | <p>今、47ページから74ページまでということですので、この間のやつをまず最初にそれぞれ質問すると。(「はい」の声あり)そうですか。</p> <p>では、48ページのところです。</p> |

| | |
|--------------|---|
| <p>柏崎委員長</p> | <p>総務費です。</p> <p>まず、1節、報酬費のところには行政改革懇談会委員報酬とあります。これの構成メンバーはどういう方々なのかお知らせください。</p> <p>そして、次に、2節の給料のところでお尋ねしますが、職員採用についてのことなんですが、ほとんど毎年度、採用ということはあると思うんですけども、その際に、応募した方々の履歴書または選考書類等はどういうふうな管理をしているのかお尋ねします。</p> <p>その採用について、その事務手続を終了してからそういった書類は何年ぐらい保存するのか。また、公文書扱いなのかどうなのかということをお尋ねします。</p> <p>次に、57、58ページの企画費の1節、報酬費、行政推進委員報酬についてですが、これは761万4,000円計上されてありますが、平成22年、平成23年度のころは932万円から37万円ぐらいまで、当時から比べると約170万円ほど減にはなっております。要するに、より実数に近いということでの支給だと思いますが、それでもまだ多分多いだろうなと思っております。</p> <p>私は、この行政推進委員の報酬については、町の広報等、要するに文書の配付なんかは主なようではありますが、世帯数掛ける1,000円ということで、行政推進委員報酬として支払われていると。いうなれば、町が例えば、郵便を使って郵送するとそれなりの経費がかかるんですが、町内会の組織を利用しているという側面も当然あるわけですし、各町内会はそのほとんどが、班長さん方が配達したりとか、または集金したりとか、結構な労務だと思います。</p> <p>ですので、よくほかの審議委員会なんかの委員の報酬は月額5,300円とか、ルールはあるんですけども、行政推進委員は世帯数掛ける1,000円よりは一定の報酬にして、定額にして、その町内会に委託費として支払ってもよろしいんじゃないのかなと、こう思っています。</p> <p>まず、町の考え方をお尋ねします。</p> <p>それから、61、62ページのところで、19節の負担金補助及び交付金のところで、おいらせブランド推進支援事業費補助金264万円とあるんですが、ここで、街なかショップでしたかであるんですけども、あそこでいろんな商品がブランド品として販売されています。</p> <p>聞くところによりますと、家賃は当然月額30万円ぐらいお支払いしていると。桃川の商品については手数料をとらずに販売していると、こういう情報があります。確かなのか、その辺をお尋ねします。</p> <p>総務課長。</p> |
|--------------|---|

| | |
|------------------------------|--|
| <p>総務課長 (松林由範君)</p> | <p>高坂委員にお答えをいたします。</p> <p>行政改革懇談会の構成メンバーということでございますが、まず、学識経験の方あるいは町内の経済団体等の代表の方、それから、各地域団体等々、それらの方々の中から選ぶということで、あとは公募委員も入っております。委員全体では9名ということになっております。</p> <p>それから、職員採用にかかわる書類の取り扱いでございますけれども、これは当然公文書でございますので、公文書として私どものほうでは第2種の公文書ということで、10年保存ということで対応しているというふうに認識しております。</p> <p>もちろんきちっとその年数でやっているかどうかについては、ちょっとあれですけれども、考え方はそういう考えて方で書類については管理しております。</p> <p>以上でございます。</p> |
| <p>柏崎委員長</p> | <p>まちづくり防災課長。</p> |
| <p>まちづくり防災課長 (中野重男君)</p> | <p>それでは、私のほうの行政推進委員の報酬にかかわる定額で委託料としてやれないかというご質問と受けとめました。</p> <p>可能性の提案でありますので、こういう形でできるかできないか、議員ご提案の内容で検討させていただければと思います。</p> |
| <p>柏崎委員長</p> | <p>商工観光課長。</p> |
| <p>商工観光課長 (澤田常男君)</p> | <p>ただいまのご質問にお答えいたします。</p> <p>街なかショップおいらせ屋のお酒の販売の件でございますが、確かにおいらせ屋につきましては、桃川さんのほうから駐車場、建物込みでお借りしております。</p> <p>ただ、もともとおいらせ屋のあの建物は桃川さんの酒蔵見学の資料館ということもありまして、一部酒蔵見学用の展示もしてございます。</p> <p>それで、おいらせ屋としましては、そういう酒蔵見学に来たお客さんもおいらせ屋のほうに寄っていただいて、特産品等購入していただくというねらいから、基本的にお酒については、おいらせ屋自体はお酒の販売の免許を持っておりませんので、酒蔵見学のある際は、桃川さんの社員の方がおいらせのところに来て酒の販売をしているというふうに認識しております。</p> <p>以上でございます。</p> |
| <p>柏崎委員長</p> | <p>高坂委員。</p> |

高坂隆雄委員

じゃ最後のほうから質問します。

今のおいらせ屋についてですが、では、酒蔵見学の日はお酒を欲しい方がいても販売していないんですかね。または、販売する際は桃川の社員が来て販売しているということで理解してよろしいですか。

要するに、おいらせ屋にいろんな商品がある中でお酒も当然あると。販売は売りさんがしていると。当然、手数料をいただいてよろしいのではないかというお話もあります。なのに、なぜかその酒類については手数料なしということだそうですので、もう一度確認をしておきます。

そして、48ページに戻りますが、行政改革懇談会の委員は9名ということですが、この9名は皆さん民間人ということによろしいですね。その確認です。

そして、あわせて行革の懇談会、どういう内容を主に話し合われているのかお知らせいただきたいと思います。

それから、職員採用についての履歴書等選考書類の関係は公文書扱い、第2種、10年間の保存が原則だよということですが、10年なりたち、または10年満たずに処分する場合もあるかもしれませんが、どなたがどういう職責の方がどういう判断で処分するのかお尋ねをします。

そして、今のところは10年経過したら当然基準を満たしているわけですから処分して結構だと思いますが、10年満たない場合に処分する場合の話です。お願いします。

そして、次に、行政推進委員の報酬については、検討の余地があるということですので、ぜひ前向きに検討していただきたい。これはなぜかといいますと、やはり先ほども言いましたが、56のうち54の町内会が町内会長さんと行政推進委員の方が一緒でありまして、世帯数掛ける1,000円ということは、非常に大きいところは、うちの町内会なんかは世帯数が多いですから多額の収入。実際は、今は多少は改善されましたが、世帯数は700を越し、町内会に加入しているのが530ぐらい、その差約200近く、要するに20万円近くが配付をしていなくてももらっていたという時期があったんですね。それを平成24年度から改善はして今日に至るんですけども、それでも600世帯分くらいはたしか費用として出ていると思います。小さな町内会と比較すれば、やはり不公平感があるなど。

先ほど言ったように、町内会の組織をしてほとんどの場合、配付をしたり集金をしたりしているわけですから、班長さん方にもっと手厚くその費用が渡ってよろしいと思いますから、やはり、委託という形で町が町内会にする。町内会はその委託を受けたお金をそれぞれ配分する。そこには、町が関与しないではなくて、

| | |
|------------------------------|--|
| 柏崎委員長 | <p>やはり、町と町内会のかかわりでもって実態を把握していく。それで、行政推進委員になられた方にはそれなりの報酬を手当としてやっていくというほうが、ずっとすっきりするなど。そういう意見を持っている方もおります。</p> <p>ということで、よろしくお願いします。</p> |
| <p>総務課長 (松林由範君)</p> | <p>総務課長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>委員の構成メンバー、民間人、民間人ということがちょっとどこまでがそれに当たるのかというのはあれですけども、町行政の職員でないということであれば、全員民間人ということになろうかと思えます。</p> <p>それから、どういう内容をお話やっているのかということですが、町の行政改革全般にわたって、これからどういう方向性で行くべきか、それから、町民として町があるべき方向性等を自分はこう考えるけれども、どのように進めていくのかについて意見を述べるとか、あるいは逆に町のほうでこういうスケジュールで行政改革を進めますよというふうな、そういう内容を町のほうから素材となる案を示しながら、それについての意見をもらうことももちろんそうですし、あとはフリートークで思うところをそれぞれ意見を出してもらっているところがございます。</p> <p>それから、文書の廃棄についてでございますけれども、文書の廃棄については、毎年1回、各課が倉庫整理という際に、それぞれの文書を確認の上、廃棄文書一覧というものに記載をした上で、担当課長が確認をして廃棄処理をするという流れになっております。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 柏崎委員長 | まちづくり防災課長。 |
| <p>まちづくり防災課長 (中野重男君)</p> | <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>先ほどの件の中に、班長も含めて連絡員、そして推進委員含めた形であり方を研究させていただきたいと思えます。</p> |
| 柏崎委員長 | 商工観光課長。 |
| <p>商工観光課長 (澤田常男君)</p> | <p>おいらせ屋の件でございます。</p> <p>基本的に酒蔵見学がないときは、じゃ販売していないのかというご質問です。</p> |

| | |
|---------------|--|
| <p>柏崎委員長</p> | <p>ちょっと詳細までは把握しておりませんが、基本的に桃川さんの社員が対応するというので確認はされているようでございますが、中には、もしかすれば、お客さんを待たせたくないということで、おいらせ屋のスタッフが販売したこともあるのかなというふうに推測しておりますが、いずれにしても、そういうことで原則的に桃川さんの社員が対応するというふうに伺っております。</p> <p>それから、土地と建物は合わせて月額31万5,000円で賃貸借契約しております。昨年7月1日から平成27年3月31日まで契約しております。</p> <p>当初契約の中で、そういう詳細についてなかなか詳細まで確認されていない事項等もあるかと思っておりますので、その契約の見直しも含めて、ちょっとぐあいが悪いようなところにつきましては、桃川さんのほうと協議してまいりたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>高坂委員。</p> |
| <p>高坂隆雄委員</p> | <p>行政推進委員の報酬の関係についてはわかりました。よろしく申し上げます。</p> <p>今の街なかショップ「おいらせ屋」につきましては、原則、桃川の社員が対応すると。だけれども、お客さんを待たせたくないときには売っている場合もあるのかなという言い回しでしたが、売っているそうです。私は直接は聞きませんが、要するに、内部で不満があるからこういう情報が広がるんですね。基準をきちっとやはり明確にしたほうがいいと思います。確かに、言葉では免許がないから桃川の社員が対応するといっちはいるものの、その免許がないところで社員がいない場合は店員さんが販売しているということが実態だそうですから、これはこれで手数料をいただけるような形をとるのがすっきりするんだと思うんですけどもね。商品として。ぜひその辺を検討していただきたいと思っております。</p> <p>それから、行革の関係、懇談会の関係なんですが、メンバーにつきましては理解しました。るる審議しているということもわかります。行政がどういうふうに執行しているかという、当然、予算がつきまとうわけですから、こういう予算書なり決算書なりを見ながら、全部じゃなくていいですけども、ある程度把握した方々がやられていないと、どういう行革をしていいのかわかなくてこない人いると思うんです。</p> <p>例えば、先ほどの行政推進委員の報酬の話は私は提案しましたがけれども、これだって、場合によっては行革の懇談会で話し合われてもいいわけですよ。けど、なかなか出ないかもしれません。出ているかもしれませんが、どちらにしても、予算とその組織なり機構なり執行が一体だと思いますので、人選を含</p> |

| | |
|-------------------|---|
| | <p>めて、有意義な会にしていただきたいと思います。</p> <p>次に、職員採用の公文書の関係についてですが、10年経ると担当課長が一覧を元にして処分していくよというお話でした。それはわかります。10年待たずに処分する場合は、何かきつと理由はあると思いますが、そこはいいとして、具体的にうちの町で不祥事が何件か続いたときに、職員が解雇になったりしました。防犯協会の職員、それから、介護福祉職員、当時の方が不祥事ということで、最終的には懲戒解雇なり、論旨だったかちょっと記憶がはっきりしませんが、どちらにしてもやめられております。その方々は、たしか記憶だと、平成19年前後の採用で、まだ10年満たないんですが、書類は当然10年たっていないのであるはずであります、存在するかどうか確認します。</p> |
| 柏崎委員長 | 総務課長。 |
| 総務課長 (松林由範君) | <p>お答えをいたします。</p> <p>その今おっしゃった年次についてあるかどうかについては、大変申しわけございませんが、確認をさせていただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p> |
| 柏崎委員長 | <p>構成メンバーの方の何か、そんなことも聞かなかったっけ。それはいいの。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>商工観光課長。</p> |
| 商工観光課長 (澤田常男君) | <p>先ほどの高坂委員のご提案、真摯に受けとめまして、今後契約の内容については見直しを含め、協議していきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 柏崎委員長 | <p>高坂委員、よろしいですか。</p> <p>次に、平野委員。</p> |
| 平野敏彦委員 | <p>私は3点ほどお願いします。</p> <p>まず第1点は、この決算書の作成についてであります。</p> <p>今、高坂委員も質問があったように、私は予算のほうには議員報酬何名とか、一般職何名とかというふうな、備考のほうにつけたほうがいろんな意味で質問も少なくなるのではないかというふうに提案しているんですが、決算書を見ますと、全然そういうふうなものが載っていないんですね。私は、このシステム導</p> |

入のときにも質問しましたがけれども、このシステムを扱っている会社そのものに能力がないのかどうか、私は非常に疑問なわけです。ほかのほうを見ますと、本当に微に入り細にわたって説明を書いているのがありますし、それから、この文字も大きくしているところもあります。行数をもっと広げたり、いろいろな工夫が見られますけれども、私、この決算書を見て、全然変わっていない。何年も、誰が担当にかわっても変わらない。本当にこういうふうな形で行政サービスをやる心構えというのでいいのかというふうなこと。

それから、このページの中でいきますと、85ページ、衛生費とか農林水産業費、教育費、それから公債費ですか。この一番の款のところの頭出しが一番下の行になっているのがあるんですよ。例えば、4款、85ページを見てもらえればわかりますけれども、この4款、衛生費が一番最後の行になっているわけですね。次から、4款、保健衛生費が始まっている。こういうふうなものづくり方はいかがなものか。1行ずらしてもっと見やすく調整するとか、そういうふうなものがあっていいのではないかと思います。まずこの点が1点、これから改善する意思があるのかどうか。それを1つお聞きしたいと思います。

それから、先ほど高坂委員が質問しました58ページ、行政推進委員に係る件で、高坂委員が一般質問で質問しましたがけれども、新聞に投稿された件で、私は非常に見て、本当にこういうふうなのがあつていいのかなという感じを持ちました。

というのは、町内会とは住民によって構成された集団というふうなことで解釈されているというふうなことで、会員になるためには無条件でその地域住民ならば誰でも加入できるというふうには、私はこれで正しいと思いますけれども、ただ、加入に当たって、役員会議の決定事項として加入を認めないことができないとかというふうな部分を書いているんですけども、投書をされた方は、私は本当にこれでいいのかなと思って、町でやっている地縁団体の中身にいきますと、町内会のようなその区域に住んでいる人が誰でも構成員になれる団体というふうには書いているんですよ。私は、それで当たり前ではないかと。自治体だって、思想信条の違う人がいっぱいいますよ。いろんな意味で、刑を犯した人もいますよ。そういうふうな中で、行政サービスをしたり、いろんな行政が指導していくわけです。町内会だって、同じような、ここの中でいきますと、清掃活動、防犯活動、防災活動、集会所の管理、一般的な町内活動をするために住民相互の連絡環境、そういうふうなものをやるべきだというふうなことであつているわけでしょう。それが、町のほうのこの前の高坂委員の答弁だと、引いているんじゃないですか。指導も何もできない。何でできないの。ちゃんとはっきり説明してください。

| | |
|---------------------------|---|
| | <p>それから、ほかのほうも調べてみました。町内会の運営の手引きとか、そういうふうなものが各自治体でつくって出しているんですよ。その中では、ちゃんと加入の際、いかなる意味においても制約を課すことは認められませんというふうなことを書いていますよ。だれでも加入できるんだと。なぜそれがこういうふうな投書が出てくるか。住んでみたい町、そういうふうな標榜している町が本当にこれでいいのか。この件については、私は地域防災課長、あなたの説明ですとまた同じことですから、もっと違った感じで、前の担当者とか、そういうふうな課長のほうから、答弁をお願いしたいと思います。</p> <p>もう1点、62ページの、今これもくしくも高坂委員が質問したおいらせブランドですけども、私はここに何回か足を運んでいます。そのたびに、働く人がかわっているんですよ。なぜかわるのか。雇用を進めるためのこの事業で人がかわると。何か最近聞いたところによりますと、また何人かが退職するというふうな情報が入っていますよ。やめたとか。何であの実態になっているのか。ちゃんと調査をしているのか。組織の中に問題があるのか、この店の中に問題があるのか。ここのところをどう把握しているか、これ2点、お聞かせください。</p> |
| <p>柏崎委員長</p> | <p>企画財政課長。</p> |
| <p>企画財政課長 (小向仁生君)</p> | <p>お答えいたします。</p> <p>初めに、この決算書のことについて、以前から確かに委員ご指摘のとおり、つくり方について見やすいようなというふうなことを言われているのをたしか記憶しております。そういう意味では、施策の成果については、今まで乱雑な表のつくり方をしていましたけれども、見やすくなったのかなというふうに思っております。</p> <p>ただ、今言われました、当初と、それから決算の時点での職員の人数ですね。これらを入れる、また、文字をもっと大きくして見やすくするというふうなことについては、入れるスペース的なもの、それから、文字を大きくすることによって冊子が厚くなるのかなというふうな部分もありまして、再度、これについては検討させていただきたいというふうに思います。</p> <p>いずれにいたしましても、議員の皆さん、そして町民の皆さんが見やすいように、わかりやすいような、そういう決算書のつくり方に工夫をしていきたいというふうに考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| <p>柏崎委員長</p> | <p>まちづくり防災課長。</p> |

| | |
|------------------------------|--|
| <p>まちづくり防災課長 (中野重男君)</p> | <p>それでは、平野委員にお答えいたします。</p> <p>平野委員のおっしゃる思いについては、私も同じでございます。</p> <p>また、私は、平野委員よりもそれ以上だと思っておりますけれども、が、それがわかって、同じ思いであっても、やはり、私は今、公職の立場にあつて役場でまちづくり防災課長を拝命しているところです。できることとできないことあるいはやっちはいけないこともきちんと勉強しているつもりであります。</p> <p>町として、私としては思いは同じですが、町として強い権力あるいは指導力を発揮して表に出るといふ場面は、それは確かに場面場面では必要かと思っておりますけれども、今の件につきましては、私は余り前に出ていくと自主性が損なわれあるいは任意団体である町内会の自主性が損なわれ、地域のつながりが崩壊すると判断したから、私は町としてその中には入ってはいけません。あくまでも、皆さんの話し合いの中で、町内会の規則の中で、皆さんの地域の力でそれを解決していただきたいという思いでございます。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>柏崎委員長</p> | <p>副町長。</p> |
| <p>副町長 (西館芳信君)</p> | <p>今、なかなか担当者の判断では答えにくいレベルの話だと思いますので、私の立場から2点、お答えさせていただきます。</p> <p>町内会の問題につきましては、中野課長のほうからなかなか思い切りのいい答えが聞けないのは、これはもう行政の性質上、当然のことだと思っております。</p> <p>私は、この件についてはそれなりに把握しております。そして、その事態が新聞の投書の中にあっただけではなくて、いろいろ過去から引きずるいろんなものがあるというふうに思っており、なかなか複雑なものだなと。</p> <p>ただ、行政としては、これは注視はしております、どういうふうになるか。ただ、積極的に関与はしてはならない。お互いの当事者からこうしてくれということであれば、両者の話を聞きながら、その部分について答え、また、指導というのが適切であるのであればしていこうという、そういう意欲は十分に持っております。ただ、今のところ、まだ動きがどういうふうになるかもわからないし、動向を注目しているという段階であるということでご理解をお願いいたします。</p> <p>それから、おいらせ屋の、行って人がかわっていると。現にそういう動きがあるのではというふうな話でしたけれども、それも、現実聞いておまして、それはきのう、きょうと、情報で入りました。</p> <p>これについてもなかなか実績が上がっている中で、会長以下全てのスタッフが</p> |

| | |
|---------------|---|
| <p>柏崎委員長</p> | <p>同じ方向に向いてやれるということなんだろうが、実績が上がらない中、またいろいろな問題がありまして、どうしてもみんなの足並みがそろわないというふうなことで、担当以下、本当に苦慮しているところでございます。</p> <p>今、現に3人、やめたいというふうなことです。この人たちの話を聞いて、そしてどういうふうに対処すべきか、どういうふうに今までの営業、影響なく続けるかということで、今、苦慮しながら対策を講じているところでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>平野委員。</p> |
| <p>平野敏彦委員</p> | <p>私は、基本的な部分からいって、副町長とか把握しているというふうなことで、両者の話し合いを今度試みるとかと言っていますけれども、町内会そのものの組織のあり方ですよ。私はいろんな意味で、いろんなタイプ、いろんな思想信条の人がそこに住むわけですから、私はまず第一にそれを受けるというふうな条件をちゃんとあるわけですから、それを受けて、その中でいろいろ議論していくべきであって、最初から排除ということは、役員会とかそういうふうなので決められる部分ではないと思いますよ、私は。</p> <p>それと、前にこの町の団体の関係で担当した課長もわかると思いますけれども、だから、私はその前の担当課長のほうからも説明してくださいとお願いしているんですよ。そのときの思いがあるわけでしょう。さらにまた、自治基本条例は何をうたっていますか。そういうふうな大きなくくりで協働してやりましようと言っておきながら、片方で排除したら、その目的が達成されますか。</p> <p>ちゃんと行政として、町として、一歩前に出るところは出ていく。やはり、そういうふうなスタンスがなければ、私は常に引いてあったら、各そういうふうな団体とのいろんな意味で、自分たちの都合のいい形で運営していく。社協に当たって報告だって同じでしょう。早くしてこないというのは、行政が一歩前に行く。そのためにはいろんな地域住民がいるのに対して、職員とかそういうふうな行政で擁護できるように暴対法とか、さまざまなもので条例を制定してつくっているんですよ。自信を持って、私は当たっていくべきではないかと思うんだけど、条件が整備されていながら、常に後ろに引いている。何のために議会として条例の整備とかそういうふうなものを議決しているか、私はわかりませんよ。</p> <p>それから、このおいらせ屋については、私は何回もずっと経過を見ていますけれども、雇用対策として、本来その期間が終わったら、いろんな意味で次の芽が出てくるのかなと思えば、全く働く人も定着しない。私はこれは本当に組織の中にも問題があるのではないかと。私は、少なくともこれは国の助成金を得て10</p> |

| | |
|--|---|
| <p>柏崎委員長</p> | <p>0%丸抱えで運用しているような事業ですから、これこそ町がちゃんとした指導をするべきではないですか。このままで行ったら、また前にやった3カ年事業と同じ結末になるんじゃないですか。情報が入ってきた。対応できない。こういうふうなことでは私はどうも納得できませんよ。</p> <p>前の自治基本条例なり、その当時の地縁団体を担当した課長、もう一回答弁してください。</p> <p>それから、おいらせ屋についても、担当課長がどの辺まで把握しているのか、ちょっとお願いします。</p> <p>総務課長。</p> |
| <p>総務課長 (松林由範君)</p> | <p>自治基本条例制定あるいは地縁団体等の導入のときの担当課長ということであれば、私だと思しますので、私のほうから答弁させていただきます。</p> <p>基本的に、平野委員おっしゃっていることと、私も基本的には同じ考えです。地縁団体等含む町内会、自治会、それから今、町で進めようとしている地域自治組織、全て行政とパートナーとしてまちづくりを進めるということはもう基本中の基本でございますので、そういう姿勢で行くということについては、全く平野委員と同じ考えでございます。</p> <p>ただ、今回の件については、私は詳細は承知しておりませんが、ちょっと個別のちょっと複雑な事例というふうに考えておりますので、その全般的な姿勢、町が臨む姿勢と、こういう個別のケースによっては、やはりその問題問題によってデリケートな内容もあろうかと思しますので、それについては担当課長、副町長が答弁したとおりの状況ということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。</p> |
| <p>柏崎委員長</p> <p>商工観光課長 (澤田常男君)</p> | <p>商工観光課長。</p> <p>おいらせ屋の現状について把握しているかということですが、おいらせ屋のスタッフ総勢6名でございます。ブランド全般の運営に携わるものが2名、マネージャーとあと女性の方が1名。それから、おいらせ屋の店舗のほうの運営をするスタッフが4名、店長以下女性スタッフが3名おります。</p> <p>今回、課題になっておりますのが、その店のほうのスタッフの問題でございます。1名の女性スタッフが体調を壊されて、8月上旬からしばらく休んでおったみたいなんです、そのスタッフが復職するに当たって店長との行き違いがあったというようなことが端を発して、その退職する、しないという話に8月下旬に</p> |

| | |
|----------------------------|---|
| <p>柏崎委員長</p> | <p>なったというふうに聞いております。</p> <p>そして、きのう、ブランドの会長のほうから、実は3人の方から退職願が出されたというような話を伺いました。</p> <p>以上でございます。</p> |
| <p>副町長 (西館芳信君)</p> | <p>副町長。</p> <p>直接担当者ということでありましたけれども、もう一回補足させていただきます。</p> <p>おいらせ屋につきましては、委員おっしゃった組織の中に問題点があるという言葉がある意味では当たっているというふうに私も思っております。</p> <p>ですから、その辺のところを少し手を入れたいと思って、今回は、それなりに私も意を決して当たっている部分もありますので、その組織ということについては若干変わるかなというふうに思っておりますので、了解してください。</p> <p>それから、紛争があれば、これは町内会の問題ですけれども、どちらからも話をちゃんと聞かなければわからないというふうなことは何についても言えると思います。</p> <p>あの新聞の投書で「排除」というふうな言葉が確かに使われて、あれだけ見れば排除というふうに見えます。それは的を射ているのかもしれませんが、また、実際は違っているのかもしれませんが、しかし、排除であれば、これはゆくゆくはおさまるところにおさまる。つまり、平野委員おっしゃったように、当然、排除できないわけですから、元のさやにおさまってやるべきだというふうに町も私も思っていますので、それはそういうふうになるのを望みながら、今のところは、直接どちらからもこのことについて相談も受けておりませんし、実際にそれなりの相談があつて、ある程度動きが見えましたら、見えたらというもまた消極的だというふうに言われるのかもしれませんが、ちゃんと対処したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> |
| <p>柏崎委員長</p> <p>平野敏彦委員</p> | <p>平野委員。</p> <p>基本的に、総務課長、副町長の考え方は理解できます。</p> <p>私も、まずは組織の中に入れるというのが一番の基本だと思うんですよ。町だつて転入してくるものを指定暴力団の親分だから転入させませんよというふうなことはできないと思います。</p> <p>やはり、そういうふうな中で、その組織の中でいろんな人とのつながり、大勢</p> |

| | |
|----------------|---|
| <p>柏崎委員長</p> | <p>いっている事業をしながら理解をし合って、このまちづくりをしていこうというふうなものに乗っていかなければならないと思いますので、これについては副町長初め、全担当課長、そういうふうな部分のいろんな知識、経験を生かして、早目に解決に当たってほしいと思います。</p> <p>それから、ブランドについては、今、副町長が先頭になって対処するというふうなことから、私はいろんな意味で各団体ありますけれども、やはり一生懸命やっている、そしてまた自前の持ち出しも結構あるものもある。今みたいにほとんど100%補助金でやって、収支を見れば1万円か何ぼにしかになっていない団体もあるんです。そういうふうなのがいろんな意味で、この補助金がなくなればすぐ活動が停滞すると、そういうふうなものであってはならないし、行政としてもいろんな意味で目配り、気配りをして当たっていただきたいと思います。</p> <p>以上で終わります。</p> |
| <p>平野副委員長</p> | <p>審査の途中ですが、ここで昼食のため、暫時休憩いたします。</p> <p>午後1時45分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 0時20分)</p> |
| <p>平野副委員長</p> | <p>柏崎委員長が所用により午後から欠席となります。</p> <p>かわって私、副委員長の平野が委員長の職務を務めさせていただきます。</p> <p>議事進行につきましては、委員各位の何分のご協力をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 1時45分)</p> |
| <p>日野口和子委員</p> | <p>ただいまは、一般会計の1款から2款までの審査を行っております。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>日野口委員。</p> <p>午前中に発言のあった、今、委員長をやっている平野委員、高坂委員の発言に対して、全くもって遺憾に思っております。</p> <p>なぜならば、このデイリー東北の新聞8月27日付の「健全なる町内会とは」ということで載っておりますし、私もこれは入手しておりますし、ちゃんと読んでいます。</p> <p>しかしながら、読んでいる中で全くの事実無根、1つ事実とすれば、「正当な理由のない限りこれを拒んではならない」と会則にあります。その正当な理由に値することをした。そのことに対して、謝罪もない。それでもって役員会議を開き、こういう結果になっているわけであって、そもそもがこの発端が詳しいこと</p> |

| | |
|---------|--|
| | <p>は私も言えないけれども、私自身がかかわったことと言えば、3年前に町内会の総会がありました。その総会の席で、「皆さんいいですか、だまされてはいけませんよ。会長は横領しているんです」と、このような発言をなさいました。私は、何のことを言っているのか一瞬、このとおりの性格ですからぼかんとしていましたけれども、黙って話を聞いていると、合併当初、行政連絡員、いわゆる班長手当を手渡しで受け取った経緯があります。それで、そのとき、もう既に会計監査も終わっていて、この役場から来たお金をどうするかということで役員が集まって、もう書類ももう膨大な書類をつくってあるから、口頭で言いましょうということになって口頭で説明した。そういう経緯もあります。</p> <p>そして、私の行政委員手当、これも本来ならば、町内会に納入されるべきものが個人口座に入っていると、全くもって横領であると、このようにおっしゃっていました。ですから、私自身、ばかだ、全く違う話だし、そもそも行政連絡員手当も1人1人に渡して、本人のサインをもらって、判も押してあります。それも、行政側に提出してあります。そして、その提出した同じものを私もコピーして持っています。ずっと持ってきています。行政連絡員手当が出されてから、私も保管しております。</p> <p>それから、もう1つ、行政委員手当ですけれども、その幾ら幾ら入金されるというときに、本人宛に薄い黄色い紙があるはずなんですけれども、その紙を現担当ではなくて前担当者の方がボールペン書きで書いていて、38万何がしかのものを、「私はこういうのを持っているんだ」と言って見せたんです。</p> |
| 平野副委員長 | 日野口委員、質問の趣旨、要点が全然出ていません。 |
| 日野口和子委員 | ですから、誹謗中傷、その説明をしているんですよ。 |
| 平野副委員長 | 誰も誹謗中傷の質問していませんよ。 今は決算審査にかかわる関連質問というふうなことですから。 |
| 日野口和子委員 | 新聞に載ったものを、待ってください。新聞に載ったものを、あなたも言ったでしょう。内容も知らないで。（「委員長、個人的な話はこの場で控えたいと思いますよ、私は。そういうものは、やはり個人的なものは町内会のほうで話をしてもらって、この場で理事者側にする質問ではないと思いますよ。これは担当課なりそこへ行って話をすればいいのであって、この委員会の会場にはそぐわないと私は思いますよ。個人的な意見ですから」の声あり） |

| | |
|---------------|--|
| <p>平野副委員長</p> | <p>議事運営上、日野口委員の今の質問については却下します。（「納得いかないよ。私は事実を申し上げているんです。事実を申し上げているんですよ」の声あり）委員会質疑になじみません。（「どうしてですか」の声あり）</p> <p>じゃ何ページの何ぼのどこで、どういうふうな形でという、議長も前に説明していますけれども、そういうふうな部分が載っていません。よって、積明的な発言については、委員会審議になじみませんので却下いたします。</p> <p>続いて、質疑ございませんか。</p> <p>馬場委員。</p> |
| <p>馬場正治委員</p> | <p>1款、2款の中で、まず1つ目が60ページになりますけれども、1款2項1目、企画総務費の備考欄に、定住自立圏公共交通維持確保事業費負担金約400万円計上されておりますけれども、定住自立圏ということですので、八戸圏域のことを指していると思っておりますけれども、2年前から試行的に実施したこの圏域8市町村の中でバスを利用する場合に、例えば、おいらせ町にある停留所から乗れば、八戸市内のどこまで行っても500円、新郷村からであれば300円とかということ指して、これに対する負担金ではないかなと私なりに想像しておりますけれども、2年の試行期間を経て、この補助金がなくても事業主体で何とか採算が取れるということであの料金は継続することになったと新聞報道がありました。</p> <p>また、定住自立圏の議員連盟のほうの勉強会でもそういう報告がなされておりますけれども、それに間違いはないかどうかですね。この約400万円の負担金ですね。それが1つ。</p> <p>次に、62ページになりますけれども、2目の62ページの上のほうですけれども、生活会館等修繕工事費283万円、これについて、それから、そこから8行ほど下の集会施設維持管理助成金209万8,000円、これについては、私なりに生活会館等修繕工事費というのは、百石地区の生活会館、いわゆる一般にいう集会所のことだと思いますけれども、百石地区の集会施設については、町内会が所有しているところは余りないと聞いております。</p> <p>従来から、地元から要請があれば、依頼があれば、町が建設をして、町の施設として維持管理補修をしているというふう聞いております。片や下田地区は地域の集会所、建設したいという場合には、地域でその住民が建設資金を分担金として集めたり、寄附金を集めたりして、土地も自前で確保して建設すると。町は一定の補助、条例に基づいてその建設資金の一部を補助するという、そういうことをやってきております。</p> <p>これは合併して8年になるんですけれども、同じく住民が利用する集会施設に</p> |

| | |
|-------------------|---|
| | <p>対して、この2つの制度がいつまで続くのかをお聞きしたいと思います。やはり、公平性を維持して、住民の一体化ということを推し進めるのであれば、同じような施設、利用利益のある施設に対しての町の対応は1つであるべきだし、例えば、現在の町の財産として所有管理している百石地区の集会施設について、無償で地域の町内会へ譲渡して、その後の維持管理については、下田地区と同じように修繕費等については2分の1の補助をすとか。現在、下田地区の集会所はそうなっているわけですね。傷んで修理をしますあるいはペンキを塗りますという場合に、その費用の2分の1を町が助成していますけれども、百石地区の生活会館は100%町の費用で賄っている。当然、建設するときも全部町が負担して建てあげる。その後の維持管理費用も全部町が負担する。利用する住民は一銭も負担しないと。これは全く不公平だと思うんですね。その辺をいつごろまでに是正するお考えなのかをここでお聞きしておきたいと思います。</p> <p>今の2つの款のところでは、以上2点、お聞きしておきたいと思います。</p> |
| 平野副委員長 | 企画財政課長。 |
| 企画財政課長 (小向仁生君) | <p>それではお答えいたします。</p> <p>まず、1点目です。</p> <p>定住自立圏公共交通維持確保事業負担金が396万8,000円ほど支出されております。</p> <p>これは、委員おっしゃるとおりの内容でございまして、平成23年10月1日から実施しております八戸圏域の定住自立圏路線バス上限運賃化実証実験というふうなことで行いました。実は、先般、9月30日をもって終了しております。終了しておりますけれども、これを引き続き続けようというふうなことになりました経緯は、まず実証実験を行った結果、おいらせ町から八戸に向かうというだけではなくて、逆に、八戸からもおいらせ町のほうに入ってくるという意味では、交流人口が伺えると。そして、定住につながっているのではないかなと、そういうふうなこと。</p> <p>それから、あと利用者なんですけれども、500円にすることによって、微増ではありますがありますが、確実にふえております。人数はふえております。その結果から、500円でこのまま続けても、業者と、十鉄とすれば維持ができるというふうなこと、もしくは維持ができない場合でも、今のように定住自立圏にこのような400万円弱のお金を負担するよりも会社側のほうにその欠損部分を負担しているほうがまだ少なく済むというふうなことの判断によって、この500円の運賃の上限というものを継続させたというふうなことであります。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>平野副委員長</p> <p>まちづくり防災課長 (中野重男君)</p> | <p>以上で終わります。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>馬場委員にお答えをいたします。</p> <p>1町で2制度あるということの生活会館あるいは町有施設、町内会施設、委員のご認識のとおり、町内会所有及び町有のものと2種類あるということで、それについてのお話の中はおおむねそのとおりだと思いますし、私も疑問は抱いているところもございましたが、今この段になりまして、結論から申し上げますと、大小、小さいところあり大きいところあり、古さも皆違う。そして古ければ経費がはいかかる。そこで町内会に払い下げという形がなかなか進まなかったという事実も聞いております。</p> <p>加えて、私どもが前に聞いたお話ですと、基本的にはそういう問題は建てかえの時期にしかできないのではないかという思いで説明してきたことと思っております。</p> <p>私の段になりまして、やはり、すぐにでもそういう形にはしたいんですけども、そういう施設の状態及び経費関係、それと町内会の事情、受け入れるほうの事情もありますので、なかなか時間的なスピード感を持ってというのは無理なのかなと。</p> <p>ただし、これから、今後、そういう心構えを醸成しながら、後々には建物が来ますよと、自分の町内会の自主性を尊重した形のものをつくっていただけますよというふうな形を、時間をかけて醸成して、スムーズに移行できればなど、工夫したいと思っております。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>平野副委員長</p> <p>馬場正治委員</p> | <p>馬場委員。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>まず、公共交通維持確保事業費負担金ですけれども、企画財政課長の答弁を聞いていますと、何か今後もこの助成金を続けますというふうな答弁に聞こえたんですけども、今は平成24年度の決算を審議しておりますので、平成24年度の約400万円についてお聞きしたんですけども、それをちょっと超えて、結局、定住自立圏の実験は終了しました。終了したので、本来であれば、平成25年度からはこの助成金はなくなると、不用になるというふうに考えておりましたけれども、実はそうではなくて、平成25年度以降も同じように更新する自治体</p> |

| | |
|---------------------------|--|
| | <p>が不足分を補って料金体系を維持するということの答弁だったのかなと思います。そこだけちょっと確認をしたいと思います。</p> <p>それから、まちづくり防災課長の答弁なんですけれども、思いはそのとおりだというふうなことでお聞きしたんですけれども、まず、町の町費の使い方が全く不公平であることは間違いないわけですよ。同じ集会施設を使っているのに、片や全部ただで直してもらえ。建設したときの話はそれぞれ別な町ですからしょうがないとして、現在1つの町になっているということからしますと、早く統一すべきですよ。耐用年数だとか、そういうこともあろうかと思いますが、壊れて修理しなければならなかったら、やはり半分補助するんだっただこにも半分補助する。それが納得を得る方法だと思うんですけれども、もう1つだけ。例えば、今、町の施設としている地域の生活会館なり集会施設については、町が全額維持管理費を負担しているから、おいらせ町の町民であれば誰でも無料で使えるということになりますか。その辺もお聞きしておきたいと思います。</p> <p>例えば、下田地区の集会所、集会施設であれば、建設資金も地域の住民がお金を出し合っつけてつくっているものですから、町内会の会員以外の方の使用料と、町内会の会員の使用料は差を設けているのが多いと思います。その辺の利用者についての違い、利用料金等の違いもどうなっているのかもお聞きしたいと思います。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>平野副委員長</p> | <p>馬場委員をお願いします。</p> <p>今の発言の中で百石地区、下田地区とありますけれども、合併しておりますので、「旧」をつけて質問していただければと思います。</p> <p>それでは、企画財政課長。</p> |
| <p>企画財政課長 (小向仁生君)</p> | <p>お答えいたします。</p> <p>先ほどはちょっと舌足らずな部分がありました。今現在行っておりますものは、9月30日で終了しました。</p> <p>その後は、十鉄さんの営業努力、自助努力によって、会社運営に変わっていくと。ですから、町の負担は全く出て行きません。</p> <p>それで、平成25年度については9月30日までということですので、現在、定住自立圏への負担金は87万幾らというふうな金額であります。その後、その自助努力でやっていきますけれども、ただ、赤字路線だというふうなことになった場合には、この同じページのその一番下のところに三沢百石バス路線維持費補助金というふうな形で載せておりますけれども、こういうことで、会社に対して</p> |

| | |
|------------------------------|---|
| | <p>当該市町村がある程度補填をするというふうなことになるかと思えますという説明でございました。</p> |
| 平野副委員長 | <p>まちづくり防災課長。</p> |
| <p>まちづくり防災課長 (中野重男君)</p> | <p>委員にお答えいたします。</p> <p>まず、町有施設の分類に入る部分につきましては、使用料はいただいております。町のほうの収入に入るという形になります。基本的には、その利用の形態によって無料、減免になったりする形で、町民との差は設けております。</p> <p>それで、町内会の施設については、それぞれの町内会所有の施設の契約がありますので、基本的にはそちらのほうが適用になりますので、そう考えております。</p> |
| 平野副委員長 | <p>馬場委員。</p> |
| <p>馬場正治委員</p> | <p>企画財政課のほうはわかりました。</p> <p>今のまちづくり防災課のほうの答弁ですけれども、そうすると、例えば、公民館とか交流センターとか、同じ位置づけで、例えば、一川目生活会館、藤ヶ森生活会館を北部の人とか、例えば、本村の人とか、使いたいという場合も同じ料金で、町が定めた料金で使えるという答弁でよろしいですか。</p> <p>それから、総務課長に1つ教えていただきたいと思えます。先ほど委員長からご指摘がありました。合併しているから旧をつけるようにと。いろいろな話をする中で、下田地区の何々、百石地区の何々というのが時々出てきます。町としては、正しくは旧下田地区、旧百石地区と言ったほうが正しいのか、そこを確認しておきたいと思えますが、お願いします。</p> <p>それで答弁があればそれで終わります。</p> |
| 平野副委員長 | <p>総務課長。</p> |
| <p>総務課長 (松林由範君)</p> | <p>正式にそういう呼び名が統一されているわけではないと思えますが、ただ、旧町のそれぞれの名前は旧町の自治体名だということでございますので、正確を期すのであれば旧をつけたほうがよろしいのではないですかという意味合いだというふうに今聞いておりました。</p> <p>以上です。</p> |
| 平野副委員長 | <p>馬場委員。</p> |

| | |
|-----------------|---|
| 馬場正治委員 | 町としてはどのように言うのが好ましいというふうに考えているのか聞いていますけれども、委員長の考えではなくてね。 |
| 平野副委員長 | 総務課長。 |
| 総務課長 (松林由範君) | ですから、町として正式なそういう呼び名というのが定まっているわけではないということですね。(「わかりました」の声あり) |
| 平野副委員長 | 川口委員。 |
| 川口弘治委員 | 58ページの、先ほど来から質疑が出ていましたが、先ほどの日野口委員のやりとりで、議事進行上のことでちょっとお聞きしたいんですが、多分、この58ページの行政推進委員報酬、ここに関連した話かなというふうに私は受けとめて聞いておりましたが、先ほど、委員長はその質問を却下すると、却下という言葉をお使いになりましたが、この委員の質問を却下するという、そういう言葉は妥当なんでしょうか。それを確認をお願いします。 |
| 平野副委員長 | 私は委員長として、この決算の趣旨に質問の要旨がよく理解できないので、却下をするというふうなことにしました。 ちゃんと、このページと趣旨に沿って、決算上どれが疑義があるのかというふうなのが明確にされれば、私は問題ないと思いますよ。そういうふうな意味です。 |
| 平野副委員長 | 川口委員。 |
| 川口弘治委員 | その進め方で、委員長は当然委員長ですので、進めていく中でいろいろ委員長裁量、采配の中で委員会は進めていくことになりましたが、その「却下」という言葉は妥当かどうかというふうなことを的確かどうかというふうな言葉の使い方ですね。そここのところの確認をお願いします。 |
| 平野副委員長 | 川口委員にお答えします。 この議事進行上、発言を禁止することができるというふうなことでありますので、改めて訂正して、おわび申し上げます。 以上です。 |

| | |
|-------------------|---|
| 平野副委員長 | 川口委員。 |
| 川口弘治委員 | <p>私もまだ3期目のまだまだ新米部類の議員でございますが、議会の運営上、さまざまなやりとりの経験をしてきましたけれども、白熱した議論の中で、いろいろと議場が紛糾まで行かないけれども、そういうふうな状況というのは過去にも私も経験しておりますし、ましてや諸先輩方におかれましてはいろんな議論の過程の中での白熱した状況、ただ、今回、今の進め方は、委員長のたしか一部委員から発言の内容についての確認はありましたけれども、私の経験で行くと、一旦は発言者にその趣旨の内容を確認する誘導の仕方、それにおいて何を訴えているのか、大体はそういう形で1回は何を言いたいんだと、それで確認をした上でいろいろと、不適切な発言であれば削除を求めるとか停止を求めると。そういうふうな段取りがあるかと思うんですが、いきなりその却下というふうな、休憩もとるわけでもなく、そのようなことがありましたので、今こうして確認させていただきました。ご配慮のほう、今後の議事進行上、委員長にもよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> |
| 平野副委員長 | <p>はい、了解しました。 そのほかございませんか。 西館委員。</p> |
| 西館秀雄委員 | <p>58ページの国際交流員報酬、そして、60ページの国際交流協会補助金について質問いたしますけれども、確認のために、昨年度どのような事業計画、事業だったのかをまずお聞きしたいと思います。</p> |
| 平野副委員長 | 企画財政課長。 |
| 企画財政課長 (小向仁生君) | <p>お答えいたします。 まず初めに、国際交流員の報酬240万円の件につきまして、現在、国際交流の推進及び国際理解の促進ということで、英語に堪能な方というふうなことで1名ほど雇って事業を展開しているところであります。 その内容は、火曜日から木曜日までの3日間なんですが、その午前中は町内の幼稚園、保育園を巡回して、英語の指導をしていると。 それで、同じく水曜日の午後には公民館でもって一般向けの英語教室をしているというふうなことで、そのほかに、町としてのイベント等があれば通訳としてお願ひをしているというふうな状況であります。</p> |

| | |
|----------------|---|
| | <p>それ以外の例えば、火曜日と木曜日の午後は、それらの仕事への準備ということで、デスクワークをしてもらっているような状況であります。</p> <p>それから、国際交流協会の補助金16万2,000円なんですが、これについては、現在、会員が29名ほど確認しておりますけれども、そのほかにも会社関係が入っております、その方たちでもって国際交流協会を設立しております。</p> <p>その内容については、英会話教室等を進めることもさることながら、国際人としての知識を身につけようということで、三沢の米軍基地ですとかいろんな団体と交流会をもったり、それから、親子の英会話教室を開催したりというふうなことで事業を展開しておるところであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 平野副委員長 | 西館委員。 |
| 西館秀雄委員 | <p>丁寧な答弁で、これは私もわかっているわけなんですけれども、町長か副町長にちょっとお聞きしたいんですけれども、恐らくこの事業は、来年度も予算化をしていくもので継続していくものだというふうに思っております。</p> <p>ですから、町長並びに副町長でもよろしいんですが、この効果というのをどう受けとめてどう評価しているのか。先ほども申しましたけれども、来年度もこれを継続して予算化していくのか。この3つですね。どちらでもいいです。</p> |
| 柏崎委員長 | 副町長。 |
| 副町長 (西館芳信君) | <p>まず1点目の、来年度もやっていくかということですが、これにつきましては、ぜひやっていきたいというふうに考えております。</p> <p>それはなぜかといいますと、効果の有無ということにつながるのですが、マリアさんという方が国際交流員として働いているわけなんですけれども、子供たちに対して、各児童館だとか保育園とか歩いて、ほとんど目いっぱい時間を使って、そしてなおかつ児童館のほうから聞いてもそれなりに好評を博しています。</p> <p>それから、一般の方に、たしかレベルが2つだか4つだかに分けまして、英会話教室をやっております。これにつきましても、当町だけでなく、八戸方面からも来るぐらい人気があって、そして、それぞれ定員は私は存じていませんけれども、それに近い人員が来ているというふうなことで、この240万円という金が適当だかどうかわからない、わからないというところなんですけれども、前にも質問等が出た経緯がありますが、この分の働きはしてもらっているのではないかなというふうな捉え方をしております。</p> |

| | |
|------------------------------|--|
| 平野副委員長 | <p>以上です。</p> <p>社会教育・体育課長。</p> |
| <p>社会教育・体育課長 (北向 勝君)</p> | <p>ただいま副町長の答弁の中で、英会話教室2つか4つと表現されましたけれども、このことについてちょっと補足と訂正をお願いしたいと思います。</p> <p>というのは、教育委員会で公民館事業において英会話教室の講師としてマリアさんをお願いしてやっております。上級、中級、初級、3つのクラス分けをして運営しております。そういうことで、クラス分けは3つということで訂正をお願いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p> |
| 平野副委員長 | <p>ほかにございませんか。</p> <p>檜山委員。</p> |
| 檜山 忠委員 | <p>これは主要施策の成果の32ページを見ていただきたいと思いますが、第2款の総務費の中の2目町活性化対策費の中のことなのですが、この中に、33ページのところに、おいらせ町ふるさと大使委嘱事業ということで載っていますけれども、この大使の中に朱建栄という方が載っていて、今、朱教授はスパイ容疑でというふうなことで新聞につきのう載ったばかりで50日ぐらい消息を絶っているというふうなことなのですが、これは同一人物と考えていいですか。</p> |
| 平野副委員長 | <p>企画財政課長。</p> |
| <p>企画財政課長 (小向仁生君)</p> | <p>お答えをいたします。</p> <p>ふるさと大使5名の中の1名に朱建栄先生が入っていることは間違いありません。</p> <p>その新聞記事等によるスパイ容疑というふうなことも、私どもとしては、学校等に東洋学院大学のほうに問い合わせしましたところ、まだ詳しい情報というのは全く入っていないというふうな状況にありまして、とても心配しているところでもあります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 平野副委員長 | <p>檜山委員。</p> |

| | |
|-----------------------|---|
| <p>檜山 忠委員</p> | <p>けさのNHKにも入っていましたが、中国では拘束しているというふうなことになっているみたいです。</p> <p>立派な先生であろうと思うし、今までも活躍してきてくれているので。ただ、こういうふうな状態になっているのであれば、それなりのそれを加味した上で友好大使としての責任をしっかりとしたそれでやっていってもらったほうがいいと思うんですね。余り表立ってそれを宣伝材料と、今のじゃないけれども、朱教授を表に出してのPR活動的なのが、今の状態ではどんなもんかなというふうに考えていましたけれども。</p> |
| <p>平野副委員長</p> | <p>町長。</p> |
| <p>町長 (成田 隆君)</p> | <p>心配かけて大変申し訳なく思いますし、また、うちのほうの依頼を受けた先生がそういうことをしているはずはないと思っていましたけれども、そういうことになったことは、まだはっきりしていないので何とも言えませんけれども、私とすれば、これはそういう人でないと思っているので、大使館のほうにでも早目に釈放してほしいとか、そういう部分、お願いすればいいでしょうけれども、今の中国のほうの立ち位置がどういう状況、逮捕でもなければ拘束というんですか、軟禁というんですか。私も先月の23日、週刊誌に載っていたのが気になって買って読んでみましたけれども、さっぱり我々のほうが動きようがないもので、担当職員に指示して調べさせましたけれども、らちが明かないということで、今までだらだら来ました。そして新聞あるいはテレビにも出てしまったんですけども、それこそ先ほど言いました旧下田のほうの昔からのおつき合いがあって、あの先生、大変中国には精通しているということで、実は私も委嘱状を渡すときは、中国にコネクションがあるので、いろいろな農産物とか海産物を輸出するときに仲立ちしてほしいってお願いしましたら、大変上層部とは結構知っている人がいるので、そういう人を介して、いつでも役に立ちたいというふうな話をしてくれたもので、期待はしていましたが、これから、今からしばらくこっちでいう取り調べになるのか、調査になるのかわかりませんが、その結果を見た上で判断しなければならぬし、また、署名活動でもして早目に解放してくださいというようなことがいいのかあるいはふさわしいのか、よくわかりませんが、拘束されたということは残念だということしか今は申し上げられませんけれども、町民の方々も心配している方々もあろうかと思っておりますので、できるだけ早く嫌疑が晴れて釈放あるいは解放されることを望むだけです。今、言えることはそれぐらいです。</p> <p>以上です。</p> |

| | |
|-----------------|--|
| 平野副委員長 | 檜山委員。 |
| 檜山 忠委員 | 慎重な対応をしてもらってやっていただきたいと、そういうふうに思います。以上です。 |
| 平野副委員長 (委員席) | ほかにございませんか。 <div style="text-align: right;">**なしの声**</div> |
| 平野副委員長 | なしと認め、第1款から第2款までについての質疑を終わります。次に、第3款、民生費から第4款、衛生費までの質疑を受けます。73ページから94ページまでです。 馬場委員。 |
| 馬場正治委員 | <p>80ページ、3款、民生費の中の住民対策費ですけれども、人権啓発映画上映委託料46万2,000円の内容をちょっと気がついていなかったのので、教えていただきたいと思います。年に何回上映して、何方所で何回、どなたを対象にして上映されたのか。</p> <p>それから、苦情処理等委託料、その下ですね。約160万円。この内容を教えていただきたいと思います。</p> <p>次に、90ページ、4款の衛生費です。環境衛生費の中の資源集団回収事業奨励金325万2,058円、それから、ずっと下の方に行って、資源ごみ箱設置費補助金135万6,000円、両方合わせると約460万円、資源ごみの回収を奨励していると。この目的はそのまま町の回収車が広域事務組合のゴミ処理センターのほうへ運びますと、その重量によって町が負担金を支払うことになるというので、それを軽減する、町の財政に寄与するということで、地域の団体、町内会・子供会等の団体が回収して業者へ売却すると。それで、町もそれを奨励して、奨励金を払って、その団体の活動費の一部に充てるというふうなことでなっています。</p> <p>各町内会でも、これを集団回収を実施しているところは、団体の収入源としてもう欠くことのできない制度だろうと思いますけれども、この制度によって町の広域事務組合に払うごみ処理料金が平成24年度にこれは約460万円委嘱しているわけですが、どれほど軽減されたのか。</p> <p>それと、できれば平成22、23、24年と、この奨励制度を始めて以降の効果を金額でわかれば教えていただきたいなと思います。</p> <p>以上です。</p> |

| | |
|---------------------|--|
| 平野副委員長 | 町民課長。 |
| 町民課長 (柏崎正光君) | <p>それでは、人権啓発映画上映委託料の内容につきましてご説明申し上げたいと思います。</p> <p>この事業は、4年に1回の県のネットワーク事業ということで、その委託を受けまして、町内全3校の中学生を対象に人権映画の上映会を開催し、人権意識の高揚を図っております。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 平野副委員長 | 環境保健課長。 |
| 環境保健課長 (小向道彦君) | <p>それではお答えします。</p> <p>2点目の苦情処理等委託料についてですけれども、これはハチ駆除と犬猫等の死骸処理をおいらせ広域シルバー人材センターに委託しているものです。</p> <p>ハチ駆除については、調査が7件、薬剤散布27件、駆除86件ありました。</p> <p>犬猫等の死骸処理は109件ありました。</p> <p>それから、資源集団回収による負担金の軽減ということですが、まず回収量ですけれども、平成22年には218.3トン、平成23年度には263.9トン、平成24年度には345.5トンと、年々ふえております。</p> <p>それで、組合に出した負担金ですが、この量をそれぞれの年の単価に掛けますと3年分で1,360万7,000円が、もし出していなければ負担金になったということでありまして。</p> <p>奨励金のほうは3年間で495万9,000円で、差額の864万8,000円が軽減になったということでありまして。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 平野副委員長 (委員席) | <p>あと1つ、資源ごみの設置費補助金はどこだ。(「答弁了解しました」の声あり)</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> |
| 平野副委員長 | <p>なしと認め、第3款から第4款までについての質疑を終わります。</p> <p>次に、第5款、労働費から第7款、商工費までについての質疑を受けます。</p> <p>93ページから110ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> |

| | |
|---------------------------|---|
| <p>馬場正治委員</p> | <p>93ページから110ページです。</p> <p>馬場委員。</p> <p>昨日もちょっと発言させていただきましたけれども、108ページです。商工費の中の地引網体験支援事業費助成補助金、これがおとといですね。おとといの質問で申し上げた地引網体験用の地引網と船、これを町から助成をいただいて購入したと。</p> <p>こちらの主要施策の成果のほうを見ますと、漁協に助成したというふうな書き方をしてありますけれども、当初は観光協会で欲しいということで購入していただいたものでございまして、漁協のほうにその使用管理をお願いするということで、こういう書き方になったのかなと思いますけれども、ここでこれだけ平成24年度予算で支援していただいたわけですから、おととい申し上げた二川目の地引網の漁場の復旧について、いま一度町のほうの決意をお聞きしたいと思いますので、お願いします。</p> |
| <p>平野副委員長</p> | <p>農林水産課長。</p> |
| <p>農林水産課長 (泉山裕一君)</p> | <p>地引網の件に関してですけれども、正直な話を申し上げて、その後、我が課のほうでもちょっと話になりました。もともとから若干動いていた経緯もございましたので。</p> <p>ただ、商工観光さんのほうの絡みもございまして、ちょっとこれから商工さんのほうでも動いている部分もありますので、ちょっと情報を共有しながら、我がほうは県では何ができるのかというのをとりあえず県のほうに1回確認してきたいなという思いであります。やはり、県ができるものもありますし、県ができないもの、町がやらなければならない部分というのもあると思いますので、そのところの基本的な部分をはっきり先に仕分けしておいてからきっちり、両方でお話を進めていきたいと、我がほうの課では考えております。</p> <p>以上です。(「大いにご期待申し上げます。以上です」の声あり)</p> |
| <p>平野副委員長</p> | <p>ほかにごいませんか。</p> <p>田中委員。</p> |
| <p>田中正一委員</p> | <p>100ページの上十三広域農業振興会負担金38万4,000円、これは農協のほうともレーダーの関係で、もうこの負担金は払わなくてもいいということになったんですけれども、これは何のあれでおいらせ町で負担しているのか、そこ</p> |

| | |
|-------------------|---|
| | <p>のところを教えてくださいと思います。</p> |
| 平野副委員長 | <p>農林水産課長。</p> |
| 農林水産課長 (泉山裕一君) | <p>今の質問に対して答弁いたします。</p> <p>まず、気象利用データの負担金ということで、基本的に設置台数が3台設置されます。あと現在、ことしたしか1台撤去されていていっている、今現在はなくなっている部分もあります。それで、そのほかに人口割の部分のほうで、この2つで負担金というのは積算されておりますけれども、観測点の雨量とか河川の水位状況のホームページや農家の方に公開するという、あくまでも気象情動的なもので捉えていたという形ですが、なくなっているというのも現実です。</p> <p>以上です。</p> |
| 平野副委員長 | <p>田中委員。</p> |
| 田中正一委員 | <p>これは再三、私、議員になってから言っているんですけども、もうこれはデータ、取り外ししているんです。うちの本村地区のところもですね。それで、今、インターネットの時代だということで、上十三の振興会のほうにも再々言っているんですよ。だけれども、これはおいらせ町にとってデータというのは、これはほとんど畜産のデータではないのかなと、こう思っているんですよ。私は、畜産とか。あのアメダスとかそういう天気のあるでは私はないかなと思っているんですけども、その辺のところを調べてみたことはありますか、ちゃんとしたことを。</p> |
| 平野副委員長 | <p>農林水産課長。</p> |
| 農林水産課長 (泉山裕一君) | <p>私もこちらのほうに来て、詳細なデータというのはしっかり見たことはないです。</p> <p>ただ、今回の木ノ下のほうのやつが撤去されるというので、そちらのほうは担当いたときの書類とかの部分で確認した程度です。</p> <p>以上です。</p> |
| 平野副委員長 | <p>田中委員。</p> |
| 田中正一委員 | <p>そうすれば、おいらせ町地区にあのデータをとる無線というんですか、それが</p> |

| | |
|---------------------|--|
| 平野副委員長 | 2 基立っているということですか。2 基立っていたということですか。 |
| 介護福祉課長 (松林泰之君) | <p>介護福祉課長。</p> <p>気象データの関係でございますが、以前、田中委員からもご質問があり、それで、私のほうでそれに基づいて、振興会さんのほうに、もう時期的には不要ではないかという申し入れをしました。その結果、協議した結果、気象データについてはやめるというふうなことで、利用のデータについては、もう今年度から、それについての負担はない、やめたというふうな格好になっているかと思えます。 (「わかりました」の声あり)</p> |
| 平野副委員長 (委員席) | <p>ほかにございませんか。</p> <p>7 款、商工費までです。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> |
| 平野副委員長 | <p>なしと認め、第 5 款から第 7 款までについての質疑を終わります。</p> <p>ここで 1 5 分間休憩いたします。</p> <p>5 5 分まで。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 2 時 4 0 分)</p> |
| 平野副委員長 | <p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 2 時 5 4 分)</p> |
| 平野副委員長 | <p>次に、第 8 款、土木費から第 9 款、消防費までについての質疑を受けます。</p> <p>1 0 9 ページから 1 2 2 ページまで。</p> <p>檜山委員。</p> |
| 檜山 忠委員 | <p>これも主要施策の成果の中の 8 1 ページ、第 8 款、土木費、3 目の除雪対策費のところなんです、歩道を除雪委託の関係ですが、これは今 1 7 町内会にお願いをして 1 2 4 万 4, 0 0 0 円ですか、出ているようですが、これに関連して、間木堤公園の除雪を冬の管理人の人をお願いをして、あそこの歩道の除雪をしていただいているんですね。それは好意でやっているかどうかはわかりません。その除雪機がもう壊れて使えなくなったんだというふうなことなんだけれども、それを好意でやってもらっていると思うんですけども、それをやってもらうことで大変助かっているんですね。奥からのほうの子供たち、児童の登下校の歩道確保というふうなこともあったり、それをどういうふうに壊れた除雪機をカバーしてやってもらえるのかなとそれを聞きたいと思えますが。</p> |

| | |
|-------------------|---|
| 平野副委員長 | 商工観光課長。 |
| 商工観光課長 (澤田常男君) | <p>ただいまのご質問にお答えいたします。</p> <p>白鳥監視員につきましては、10月1日から翌年のたしか4月までだと思いますけれども、白鳥の保護活動の一環の中で白鳥監視員を委嘱しているところであります。</p> <p>その期間中の除雪ということで、委嘱している業務の使用の中に入っていたかどうかまでちょっと承知しておりませんが、その中の一環としてやっていたのかなというふうに認識しております。</p> <p>いずれにしても、除雪機械、もう使えないというようなことでございますので、白鳥監視員の皆さんからちょっと事情を聞いて、今年度の冬の除雪についてできるような形でちょっと協議していきたいと思っておりますので、ご理解よろしくをお願いします。</p> |
| 平野副委員長 | 地域整備課長。 |
| 地域整備課長 (倉館広美君) | <p>歩道除雪の件ですけれども、現在、町内会17町内に去年お願いしていただきましたけれども、町の除雪機械を13台お貸ししまして、町内会所有のもの、あと個人所有のものを合わせて、全部で37台、去年稼働しています。</p> <p>自分が使っているのがもう古くなって、新しいのを町で買って欲しくないかというような要望もことしになって受けておりますし、ことしの12月までに新たに2台購入して、2町内に貸し付けする予定となっております。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 平野副委員長 | 檜山委員。 |
| 檜山 忠委員 | 新しく白鳥のほうのそっちにも回してあげてもらえませんか。かわりに商工観光課にかわってお願いをしておきます。 |
| 平野副委員長 | 地域整備課長。 |
| 地域整備課長 (倉館広美君) | <p>台に余り余裕がございませんので、協議は商工観光課としたいと思っております。</p> <p>以上です。</p> |

| | |
|-------------------|--|
| 平野副委員長 | <p>ほかにございませんか。</p> <p>田中委員。</p> |
| 田中正一委員 | <p>今、<u>檜</u>山委員と関連あるんですけれども、本村から鍋久保に行く道路、あの下田小学校から真っすぐ南に行く道路、あそこで吹雪になると、この間の議会のときも言っていたんですけれども、あそこにおいらせ町の、あれは町道だと思うんですけれども、おいらせ町のポール、吹雪になったら見えるように、あの道路が、こっちが崖との境にポールを立ててほしいなということを私は言った例があるんですけれども、もうあと何カ月もしないで雪が降ってくると思うんですけれども、その辺はどうなっているのかなと思ってお聞きします。</p> |
| 平野副委員長 | <p>地域整備課長。</p> |
| 地域整備課長 (倉舘広美君) | <p>現在のところは計画には入れてありません。というのは、同じような路線が町内、吹雪になって先が見えないようなところが、鶴久保だけでなく多々ありますので、鍋久保ですけれども、済みません。同じような路線が田んぼの中とか畑の中を通る道路だとたくさんありますので、今すぐに柵というのはできませんが、ポールを立てるぐらいでしたら、そんなに予算もかかりませんので、考えてみたいと思います。</p> |
| 平野副委員長 | <p>田中委員。</p> |
| 田中正一委員 | <p>これはなぜ、若い人たちが車をつっぺっているうちはまだ私はいいと思うんですけれども、まずですよ、飛ばしてあるいて。ただ、吹雪のときにあの老健の車とか、夕方遅く来て、そういう車が入っているんですよ。道路がどこまで、境がわからなくてですよ。ですから、私が前回、いつのときの議会だったか言ってあったんですけれども、まだなっていないと思ってまた言わせていただきましたけれども、何とかひとつお願いしたいなと、こう思っていました。</p> <p>よろしくお願ひします。</p> |
| 平野副委員長 | <p>答弁いいですか。</p> <p>松林委員。</p> |
| 松林義光委員 | <p>今、歩道の除雪、17町内会が行っていると。古間木山地区も4町内会で歩道</p> |

| | |
|-------------------|--|
| | <p>の除雪をやっております。</p> <p>今、1時間800円です。前の課長だったか担当者だったか忘れましたが、来年度から若干除雪の委託費ですか、上げたいというふうな話をしておりますけれども、地域整備課長、その辺……勘違いしました。平成25年度から1,000円に、そうですか。何か上げるような話を聞いたものですから。もうアップしているということで理解していいのかどうか。</p> <p>それから、もう1点は、またことし雪が降るかもしれません。重機の確保は去年並みなのか去年よりふえるのか。その辺ももし見通しが立っておったらお知らせしたいと思います。</p> <p>それから、地域整備課長は初めて課長になったんですけれども、1つ承知してほしいのは、北と、三沢寄りと南、役場周辺との降雪量が違いますので、その辺はしかと認識していただきたいと、こう思います。</p> <p>できれば、パトロール隊を本当はつくってもらいたいですけれども、そこまで行くのかどうかわかりませんが、いずれにしても、北と南は降雪量が違うということだけは、しかと頭に叩き込んでほしいと思っています。</p> <p>重機が、絶対数が足りないから除雪時間も朝住民が期待するような時間にはなかなか来られない。お昼とか、お昼過ぎるとか、その時間帯に来るものですから、住民の苦情は当然、役場のほうに来る。町内会のほうに来るわけです。ですから、その辺、雪が違うということだけは覚えておいてほしいと、こう思います。</p> |
| 平野副委員長 | 地域整備課長。 |
| 地域整備課長 (倉館広美君) | <p>歩道除雪の町内会の委託の1時間の単価ですけれども、先ほど委員の皆さんのほうから1,000円でないかというお話になりましたけれども、昨年度、1時間800円です。1,000円というのは町内会に除草、草刈りを委託した場合の単価であります。</p> <p>それと、今年度の単価ですけれども、それはまず歩道除雪に限らず、機械の業者への委託の単価も人件費等上がっていますので、今、見直ししている最中ですので、歩道除雪が上がるかどうかはこの場では断言できませんが、検討している最中であります。</p> <p>それと、機械の台数であります。昨年度、町の所有とあと業者所有、あとリース合わせて36台稼働しましたが、ことしも台数確保のために、夏、8月に昨年度の業者さん、全部回ってお願いしておりましたところ、17社からは昨年並みの台数を協力できますよというご返事をいただきまして、まだ1社1台、ちょっと多分無理なのかなという回答になるかと思いますが、1台減になる</p> |

| | |
|---------------------|--|
| | <p>可能性があります。</p> <p>それと、北と南の降雪量が違いますよということですが、私も旧百石時代、旧百石の一番北端で住んでいましたので、役場周辺と私の家の周辺、全く降雪量が違うというのは、それは前から覚えていますし、私自身、平成18年、19年、当時建設課でしたけれども、今は地域整備課になりましたけれども、建設課当時、除雪も担当していますので、北部の降雪量と役場周辺の違いというのは十分わかっております。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 平野副委員長 | <p>ほかにございませんか。</p> <p>吉村委員。</p> |
| 吉村敏文委員 | <p>2点だけ。114ページの除雪費の中の18節の備品購入費、これは機械器具費とありますが、この内容と、それから、そのページの公園管理費の中の15節の中で、公園遊具撤去費とあります。これについて、どこの分なのか、またどのようなものなのか、内容的なものがわかりましたらお知らせください。</p> |
| 平野副委員長 | <p>地域整備課長。</p> |
| 地域整備課長 (倉館広美君) | <p>お答えします。</p> <p>機械器具費265万1,250円ですが、これは先ほど申しました歩道除雪機5台、購入した代金であります。</p> <p>以上です。</p> |
| 平野副委員長 | <p>あと1つ、遊具。</p> <p>分庁サービス課長。</p> |
| 分庁サービス課長 (澤上 訓君) | <p>吉村委員にお答え申し上げます。</p> <p>ここでいう公園の遊具の撤去ですが、児童公園、町内全部の児童公園と、それから、3つのいちょう公園、それから下田公園の撤去しなければならない部分のものというふうに聞いております。</p> |
| 平野副委員長 | <p>吉村委員。</p> |
| 吉村敏文委員 | <p>機械器具費のほうは了解いたしました。</p> |

| | |
|-----------------------------|--|
| <p>平野副委員長</p> | <p>それで、公園遊具の撤去費用なんですけど、これはもう撤去して行って、新設のほうにはなかったような気がするんです。そうすると、どんどんなくなっていくというふうなことになるかと思いますが、聞いた情報によりますと、八戸のほうでは、やはり、これをふやす方向でも進んでいるような情報を聞いたりもしております。</p> <p>私も先ほど一般質問で捉えたんですが、ある程度このままで行くと、全部ゼロになると。プールもゼロになると。やはり、ゼロになっていくのはいかなものかなと。やはり、そのところには多少それなりの判断基準というものが限りなくゼロに近づいていくものなのかどうなのか、この公園の遊具に関しても、やはりこれをゼロに持っていくのか、町側とすればどういうふうな考えなのか。また、八戸のほうもそういうふうな整備をするというふうな話も聞いておりますが、その辺の事も含めて、町の考え方をお知らせください。</p> <p>今の吉村委員、先ほどの質問にサービス課長、撤去の正式な名称確認がなされていませんよ。もうこれは決算ですから、終わったものを報告しているわけですからね。どどこどういうふうな形で撤去しておりますというふうなことで答弁してください。そうでないと、聞いておりますとかそういうふうなのだと、決算議会ですから、少なくとも終わったものがこういうふうな形で数字で出て報告されているわけですから、そこをまず補足してから答弁をお願いします。</p> <p>分庁サービス課長。</p> |
| <p>分庁サービス課長 (澤上 訓君)</p> | <p>大変申しわけありません。</p> <p>具体的な内容については、本当に小さいものからいっぱい数があるというふうなことで、特にこういう遊具ですとかというのは、私は今手元には遊具の名称は持っておりません。もしあれば、後でご報告申し上げたいと思います。</p> <p>それから、今の遊具がこれからゼロになるのではないかというふうなことなんですけれども、私たちの考え方とすれば、遊具はできるだけ今ある遊具を早急に修繕しながら長く使っていきたいというのが考え方にあります。</p> <p>新しいものといっても、結構どんどんお金がかかっていくものですから、その辺のところは、私、持論もあるんですけど、遊具ばかり、今の平成生まれの子供たちは本当に遊具を当てにしたような、そういう子供たちが非常に多いなと。我々の子供時代は広場があればそこで何かゲームをつくったり、自分たちでルールを決めた遊びとかを盛んにやってきたわけなんですけれども、そういったものが創造性とかそういうふうなものを失わせていくようなものになっていくような気もして危惧しているところでもあります。</p> |

| | |
|---------------------|--|
| 平野副委員長 | <p>ただ、今の実施計画の今後、これからヒアリング等もありますので、その辺のところをいろいろと相談して協議したいと思っております。</p> <p>吉村委員。</p> |
| 吉村敏文委員 | <p>長く使うと。長く使ってもいつかはだめになりますよね、だから、私は考え方を聞いているわけです。</p> <p>それと、昔は創造してやりましたということになっております。澤上課長も経験あると思うんですが、昔は、やはり地域のガキ大将がおりまして、その先輩からいろいろなことを聞きながら、また大人からも聞きながらというふうな部分で、多分踏襲して、いろいろな遊びを覚えたというふうなことだと思いますよ。今の人たちに創造しろと言ってもなかなか、先にそれをやるのであれば、そういうふうなものを先に土壌をつくってやらないと、わからない人に創造しろって、これは無理でしょう。ただ、公園に放っておけば、じゃ自分で考えてやるかなど、多少はやるでしょうけれども、だから、昔だったら缶蹴りとか、竹馬とか、陣取りゲームとか、そういうものというのは、先輩から教わってやってきたものですよ。課長はそれを先頭に立って指導いたしますか。</p> <p>だから、もしそういうことをやるのであれば、その辺から手をつけていかないと私はだめだと思いますが、これも含めて、町の考え方、限りなくゼロに近づいていくわけだから、どうなるんだと。考え方としてどうなのかと。長く使ったっていつかはだめになるわけですよ。だから、そうなってきたときはどういう方向でこのことに関して考えていくのかということを知っているわけです。</p> <p>よろしくをお願いします。</p> |
| 平野副委員長 | <p>分庁サービス課長。</p> |
| 分庁サービス課長 (澤上 訓君) | <p>ただいまの遊具の件ですけれども、全部全てがなくなるということになると、また確かにそういう寂しさもあるだろうし、やはり、そのときの遊具そのもののどういう要望があって、どういうものを得るべきかというようなことをいろいろ協議した上で、その都度、金銭的なものは十分にこれは影響してまいりますので、遊具でもいろんなピンからキリまであるんですけれども、大変な金のかからないような、まずごく普通に遊べるような遊具は補充していきながらというような考え方でいきたいなというような思いは持っております。</p> <p>創造させるというか、いろんな先輩から引き継いだゲームとかそういったものは、これまでも教育委員会のほうでも子供会とかいろんな中を通じて遊びをそれ</p> |

| | |
|---------|---|
| 平野副委員長 | <p>ぞれ教えたりとか、やってきているわけなんですけれども、私たちが昔やったツギマリのベースボールだとか、そういったものをもう1回復活させれば面白いなとか、いろんな考えもありまして、私がこれからやるというというのは、この場ではちょっと言い切れない部分もありますので、全く無責任な話ではありません。今は、スポーツ少年団のほうをちょっと指導しながら、いろんなことを考えていました。</p> <p>以上です。</p> |
| 吉村敏文委員 | <p>吉村委員。</p> |
| 平野副委員長 | <p>要望になろうかと思いますが、やはり、私は、何事も効率とかそういうふうなものでゼロにしてしまうと。やはり、そういう方向に流れて行っているのではないかなと感じるわけです。</p> <p>だから、やはりやり過ぎはよくないと。ほどほどのところで、その感覚的なもの、それが必要だと思いますよ。その辺のところは、住民の方々とか、また議会のほうとか、いろいろ協議しながら、とにかくなくすればいいんだという方向だけはちょっと、もしそういう方向であれば考え直していただきたいなというふうに思っておりますので、その辺を要望して終わります。</p> |
| 日野口和子委員 | <p>日野口委員。</p> |
| 平野副委員長 | <p>先ほどの松林委員のお話にあった除雪の件ですけれども、関連して申し上げますけれども、以前、私が登下校時の大雪が降ったときですね。隣の三沢市では休校の措置をいち早く放送しました。そのことを一般質問したんですけれども、教育長はそのときに、基本的に休校はとらないと、きっぱりと答弁なさいましたけれども、先ほど松林委員も言ったけれども、やはり、庁舎周辺と45号線からと言った方がいいかもしれないけれども、北部のほうは降雪量が違います。そこで、また去年みたいな大変な思いをすることのないようにご配慮願いたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。</p> |
| 教育長 | <p>教育長。</p> |
| (袴田健志君) | <p>お答えいたします。</p> <p>いつぞやのご質問の際にそのように申し上げております。</p> <p>雪については、電気等と違いまして、確かに多少のというは何ですけれども、</p> |

| | |
|--------------------------------------|--|
| <p>平野副委員長</p> | <p>公共交通機関がとまるような事態以外の降雪については、あえて休校の措置はとらないと。これは気持ちとしては変わっておりません。</p> <p>ただ、その際は学校が、例えば、登校時間の融通をきかせるとかあるいは学校開始をおくらせるとか、いろんな措置があると思いますけれども、基本的には頑張っても学校へ来いと、そういう姿勢ですので、気持ちとしては特に今も同じでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>日野口委員。</p> |
| <p>日野口和子委員</p> | <p>確かに、私たちの子供のころ、私が産んだ子供のころ、大雪が降ろうと雨が降ろうとやりが降ろうと、歩いていきなさいって言ったものだけでも、今は幹線道路は整備されますけれども、老人になると全く、私の足の短いせいなのか、膝上まで来るんですよ。それを小学校の低学年の子供たちに歩いていけって言うても無理だし、お父さん、まず車が出せない状態だから、家族も学校に送ることができない。そういう状況の場合があって、去年も確かに、私も小学校にも中学校にも連絡をとって、そして10時までに来いと。10時までに除雪車が来れば別だけれども、来ないときもあったわけです。ですから、そのときは休校という、学校を休んでもいいよという、そういう配慮の言葉もいただきました。ですから、そのところもちゃんと明確に、学校側で早急に行動をとっていただきたいと思っております。</p> <p>無理に休ませることもないけれども、でも、そのところは地域地域でもって配慮していただきたい。そのように思っております。</p> |
| <p>平野副委員長</p> <p>教育長 (袴田健志君)</p> | <p>教育長。</p> <p>大変よくわかります。</p> <p>これは先般、いつぞやの質問のときも申し上げましたが、そのときは学校の保護者への対応がおくれたためにとのことではございましたので、休校の措置をとらないまでも、そういう保護者との連絡をもう少し早目に確実にやるようにという指導はしていきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p> |
| <p>平野副委員長</p> | <p>ほかにございませんか。</p> <p>沼端委員。</p> |

| | |
|---------------------------|--|
| <p>沼端 務委員</p> | <p>116 ページ、款でいいますと、8 款、土木費の中の 4 項住宅費 1 目住宅管理費委託料です。</p> <p>金額そのものではありません。</p> <p>これは、町営住宅等の施策のほうを見まして確認をしていましたら、草刈り、樹木の剪定、薬剤散布等、町営住宅等の管理に係っている部分で詳細についています。</p> <p>そこで、この草刈りが何回というか、何日とか、そういうもう少し具体的なあれでわかっていたらお知らせください。</p> |
| <p>平野副委員長</p> | <p>地域整備課長。</p> |
| <p>地域整備課長 (倉館広美君)</p> | <p>お答えいたします。</p> <p>回数までは、私、今手元にございませんですが、中下田公園のほうはシルバーに委託しておりますので、草刈りですので、年二、三回程度かと思いますが。</p> <p>あと、おいらせ団地のほうですけれども、これは三田の町内会のほうに委託してございます。こちらのほうも、今詳しい資料を手元に持ってきていませんけれども、金額が金額ですので、それほど(「7 回行っています」の声あり)申しわけございません。そういうことです。</p> |
| <p>平野副委員長</p> | <p>沼端委員。</p> |
| <p>沼端 務委員</p> | <p>課長、いいです。</p> <p>金額的にさほどという部分では、でも 1 つ私言いたいのは、その年によっては、草の生える生育状況等も違うし、だから 1 回、2 回で済むとき、その状況において、誰が判断するかという部分ではきっちり住宅はもとより、前にも歩道の草刈りのほうもたしか言った経緯がございませ。よく見ると、洋光台から日ヶ久保にかけてのいちょうマラソンに合わせて草刈りというか草取りも整備しているみたいですが、ほとんどそこまで、その時期まで待っていると、すごく草が伸びているんですよ。だから、私は道路に関しても 1 回か 2 回でなく、その状況に応じて当然管理してもらいたいなという部分で要望しておきますので、ぜひ皆さんいるんなところを歩きながら、見てください。</p> <p>私も農業をやっている、やはり歩道に面したところは黙っていても 4 回か 5 回刈りますよ。どう考えても。その部分では、やはり、町の住民サービスという部分では、その行事ごとに合わせることなく定期的な部分でその状況に合わせて費</p> |

| | |
|------------------------------|--|
| | <p>用をかけるようお願い申し上げます。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>平野副委員長 (委員席)</p> | <p>答弁いいですか。(「はい、要らないです」の声あり)</p> <p>ほかにごいませんか。2回はだめだというふうなことで承っております。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> |
| <p>平野副委員長</p> | <p>なしと認め、第8款から第9款までについての質疑を終わります。</p> <p>次に、第10款、教育費から第13款、予備費についての質疑を受けます。</p> <p>121ページから148ページまで。</p> <p>質疑ごいませんか。</p> <p>西館委員。</p> |
| <p>西館秀雄委員</p> | <p>124ページの1節の報酬、教育委員会事務点検評価アドバイザー報酬、3名の方だと思うんですが、この前これをいただきました。このアドバイザーから多くの項目の中で、果たして3名で足りるのかなということを考えます。果たして、3人だけでそれぞれ3名の方、この経歴というのは大変すばらしいものを持っている方であります。さらにふやすということを考えておりますか。</p> |
| <p>平野副委員長</p> | <p>学務課長。</p> |
| <p>学務課長 (堤 克人君)</p> | <p>今のアドバイザー3人だと不足じゃないかというふうなご質問ですが、今の要綱の定め上、3人以内というふうなことになっておりまして、それに準じて任命しているところです。</p> <p>少なくとも、今、ことしの7月1日付で発令しておりまして、2年任期ですので、当面はこの人数で行きたいなというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>平野副委員長</p> | <p>西館委員。</p> |
| <p>西館秀雄委員</p> | <p>2年間の任期ということで、ということは2年間変えることはもうできないということですか。足すことはできないんですか、教育長。2年間はこの3名の方で行くということでもありますけれども、教育委員会で改正すればいいんじゃないですか。もっと得意分野の方々をもっと入れて、さまざまな提言・意見というものを多く取り入れたほうがよろしいんじゃないかなと。というのは、毎年これをいただきますけれども、厳しい指摘というのはないんですよ。意見ですから。</p> |

| | |
|--|--|
| 平野副委員長 | <p>ですから、もっと厳しい方を入れて議論したらどうかという事で、ふやしたほうが私はいいと思うんです。</p> <p>教育長。</p> |
| <p>教育長 (袴田健志君)</p> | <p>お答え申し上げます。2点。</p> <p>まず、今の現委員3名の方、2年間に変えないのか、変えることはできないのかでありますけれども、ご本人が事情によって任期途中でも辞退したいということであれば、当然、補うことになります。</p> <p>それから、人数の件ですけれども、このアドバイザーに関するものは国の法令の規定上が3名以内ということになっていますので、このアドバイザー会議については、それを遵守しなければいけないのかなと思っておりますが、ご意見として、いやもうちょっと厳しいような意見を教育行政にもらうようにしたほうがというのであれば、このアドバイザー会議とは別途に、当町の教育委員会としての何かしらの注文をつけるような委員会をつくと、そういう手法はあるのかなと思っておりますが、このシステムの中ではちょっとふやすことは難しいかなと思っております。別途考えるとすれば考えるということでございます。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 平野副委員長 | <p>ほかにございませんか。</p> <p>檜山委員。</p> |
| 檜山 忠委員 | <p>やはり、主要施策の成果を見ていただきたいと思います。107ページのところ、10款の教育費ということで、負担金及び補助金のところなんですけど、長根スケートリンクの使用に係る負担金5万円というふうになっていますけれども、今、八戸では新スケート場の建設等のそれらの話がどこまで把握しているかをわかっていたら教えていただきたいんですが、よろしいですか。</p> |
| <p>平野副委員長</p> <p>社会教育・体育課長 (北向 勝君)</p> | <p>社会教育・体育課長。</p> <p>ただいまの件についてお答えします。</p> <p>現在、教育委員会のほうに、県のほうからこの件に係る情報提供等はございません。</p> <p>したがって、県等の進捗状況ということでは、把握できているものはございません。</p> |

| | |
|----------------------|--|
| 平野副委員長 | <p>あとは、新聞報道で以前出た程度でありますので、最新の情報を県から取り寄せながら、後で委員のほうに報告したいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>檜山委員。</p> |
| 檜山 忠委員 | <p>私も新聞報道等のそれでの話になりますけれども、近隣の市町村にもそれを建設するためには負担金的なものをお願いしたいみたいな話があったりなんか書いてあったような気がしますけれども、そういうふうなものも全くわからないということですか。</p> |
| 平野副委員長 | <p>社会教育・体育課長。</p> |
| 社会教育・体育課長 (北向 勝君) | <p>お答えします。</p> <p>実は、今年度に入って、県のスポーツ振興課というところの担当部局で、平成32年度、青森県が国体を招致するために、県でいろいろな体育施設の整備を検討する中でスケートリンクもその中の1つに含まれているという話がありました。</p> <p>それ以外のところで、公式な県側のコメントというのは、直接聞いていないところですが。</p> <p>しかしながら、これから具体的なお話が出てくるものと思われまますので、特にその辺の予備知識をそろえながら、注意しながら対応を考えていきたいと思います。</p> <p>以上です。</p> |
| 平野副委員長 (委員席) | <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> |
| 平野副委員長 | <p>なしと認め、第10款から第13款までについての質疑を終わります。</p> <p>次に、実質収支に関する調書及び財産に関する調書についての質疑を受けます。</p> <p>150ページから158ページまででございます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> |
| 平野副委員長 (委員席) | <p>なしと認め、実質収支に関する調書及び財産に関する調書についての質疑を終わります。</p> |

| | |
|----------------------------|--|
| <p>平野副委員長</p> <p>(委員席)</p> | <p>以上で、歳出についての質疑を終わります。</p> <p>以上で、認定第1号の質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> |
| <p>平野副委員長</p> <p>(委員席)</p> | <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> |
| <p>平野副委員長</p> | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、認定第1号は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することに決しました。</p> |
| <p>平野副委員長</p> <p>(委員席)</p> | <p>お諮りします。</p> <p>本特別委員会における付託議案審査については、認定第1号、平成24年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定についてまでとし、認定第2号、平成24年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての審査は、明日、引き続き行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> |
| <p>平野副委員長</p> | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本特別委員会の付託議案の審査は、そのように取り扱うことに決しました。</p> <p>これで、本日の会議を閉じます。</p> <p>明日の決算特別委員会は、引き続き本会議場において午前10時から付託議案の審査を行います。</p> <p>本日の決算特別委員会は、これで延会といたします。</p> <p style="text-align: right;">(延会時刻 午後 3時34分)</p> |
| <p>事務局長</p> <p>(袴田光雄君)</p> | <p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。</p> |